平成29年11月1日発行（奇数月1日発行）昭和45年1月19日 第3種郵便物認可

ANTA NEWS

vol.237

2017
11·12
november/december

がんばろう！日本

巻頭言
国内観光を活性化し地域の発展に貢献しよう／ANTA会長
本部事務局が港区赤坂に移転
第14回 常任理事会、第9回 支部長連絡会
ANTA常任委員会紹介
新旅行業法（平成29年改正）について
国土交通省、「障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進」に関する通達を発出
観光庁、霧島山の火口周辺警報への対応について周知依頼
ANTA主催苦情対応勉強会を開催
平成29年度 国内旅行業務取扱管理者試験を実施
特別寄稿
特集 観光の宝庫 中国 雄大な自然と艶やかな少数民族が暮らす地 貴州省

50th ANTA 新たな50年に向けて
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
一般社団法人 全国旅行業協会

ANTA NEWS vol.237 2017年11･12月号 目次

巻頭言

国内観光を活性化し地域の発展に貢献しよう／ANTA二階会長 ……2

お知らせ

本部事務局が港区赤坂に移転。10月10日より新事務所にて業務開始 ……3

協会情報

第14回 常任理事会、第9回 支部長連絡会 ……4･5

ANTA常任委員会紹介 ……6･7

（試験研修委員会・総務財務委員会・指導調査広報委員会）

新旅行業法（平成29年改正）について ……8～11

国土交通省が「障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進」に関する通達を9月1日に発出 11･12

観光庁が霧島山（新燃岳）の火口周辺警報への対応について正確な情報提供を図るよう周知依頼 ……12

ANTA主催 苦情対応勉強会 ……14

平成29年度 国内旅行業務取扱管理者試験を9月3日に全国9地域・13会場で実施 15

全旅協観光復興支援ポスター「でかけよう 北海道・東北」ポスターの作成 16

ウズベキスタン共和国観光大臣が来訪し当協会幹部と意見交換 ……16

ツーリズムEXPOジャパン2017 ANTA広報ブースを出展 ……17

平成29年度 ANTA会員実態調査集計報告（その1） ……18～20

特集 観光の宝庫 中国 雄大な自然と艶やかな少数民族が暮らす地 貴州省 24･25

支部だより（埼玉県支部）……26

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 ……31

平成29年8月・9月 正会員入会者・退会者 ……36･37

（株）全旅からのお知らせ ……38･39

パズルでひと息／全旅協の動き ……40

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」（第4回）……29･30

連載「添乗からのメッセージ」（第44回） ……33･34

新事務所（本部事務局）

支部長連絡会

国家試験（大阪・神戸会場）

ツーリズムEXPOジャパン2017

〈表紙の写真〉
SENDAI光のページェント
「冬の仙台を明るくしたい」「杜の都を光の都へ」という想いで1986年に始まったSENDAI光のページェント。定禅寺通のケヤキ160本に約60万球ものLEDを灯し、夜空に浮かぶ星の川のように幻想的な光の世界を演出。毎年観光で訪れる人々を楽しませています。

［ANTA NEWS］2017年11･12月号
発行元 一般社団法人 全国旅行業協会 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスタイーストビル3階
発行日 平成29年11月1日発行

※本誌掲載の記事、写真、イラストの無断転載を禁じます。

「とりあえず3、4コース作ってよ」と
お客さんは簡単に言うけれど…（泣）
あっという間に行程表・見積書ができる
旅行業営業支援ネットワークシステム TR.NS 旅行業システムSP

地図から選んでいくだけで行程表が完成

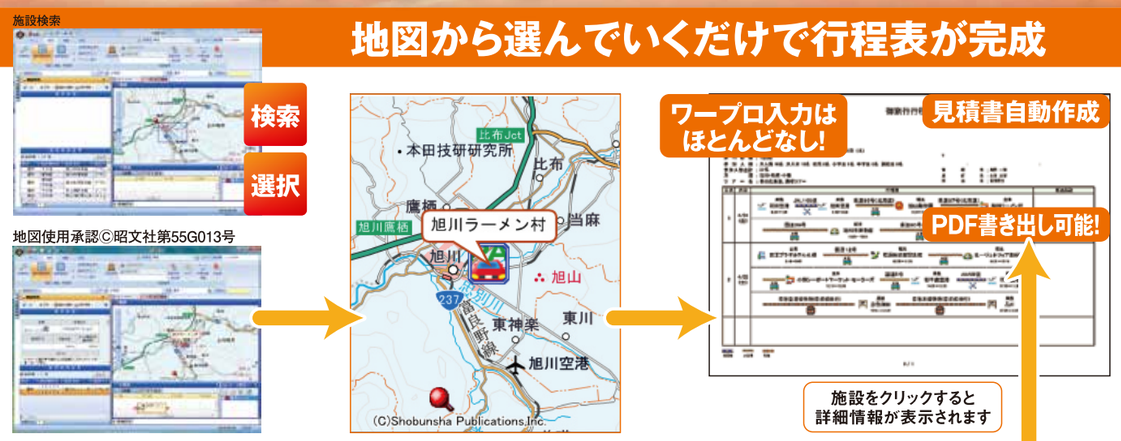

全国の豊富な施設データから検索・選択 → 地図からも施設検索・ルート確認 → コース経路時間を自動検索・計算 → 行程表完成!

業界最大級のデータベース搭載

2017年5月現在

観光施設データ	道路・移動データ	宿泊施設データ	時刻表データ	学校地点データ
約122,000件	時間・距離・料金	約19,000件	鉄道・飛行機・船	約73,000件

NEW

しっかりしたいトコロは何ですか?
引受書・指示書が簡単にできます

バス運行管理システムSP

大好評! 旅行業システムと連動します

バス料金見積上限下限を 正しく（引受書に）記載できていますか?

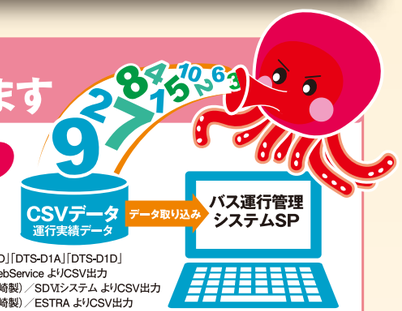

●「DTS-C1」「DTS-C1D」「DTS-D1A」「DTS-D1D」（富士通製）／ITP-WebServiceよりCSV出力
●「DTG3」「DTG4」（矢崎製）／SDVIシステムよりCSV出力
●「DTG5」「DTG7」（矢崎製）／ESTRAよりCSV出力

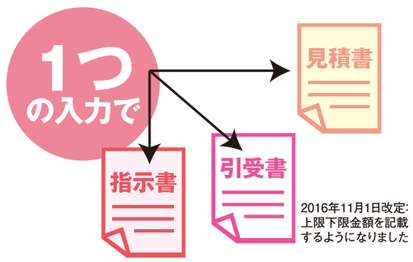

2016年11月1日改定:
上限下限金額を記載するようになりました

運行日報データを入力する手間が省け、業務効率がアップ!

デジタコのデータをCSVファイルとして取り込むので、正確なデータ登録ができる!

取込データは、輸送実績報告（統計調査票）へ集計処理。月別や年間実績管理が簡単!

※当サービスの内容については万全を期していますが、弊社は一切誤りがないことを保証しません。

商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは
http://www.traveroute.jp/
メールでのお問い合せはproduct_info@broadleaf.co.jp
トラベルート 検索
株式会社ブロードリーフ 特販部
0120-47-2610
受付時間 9:00～17:30（土日祝・年末年始を除く）
Copyright © 2017 Broadleaf Co.,Ltd.

本部事務局が港区赤坂に移転
10月10日より新事務所にて業務開始

ANTA本部事務局が、港区赤坂の赤坂シャスタイーストビル（東京都港区赤坂4−2−19）に移転し、平成29年10月10日（火）から新事務所での業務が開始されました。

本部事務局はビルの3階にあり、事務局には会議室が設けられ、各種研修や会議に利用されることになっています。

本部事務局が移転した赤坂シャスタイーストビル周辺は、赤坂見附駅周辺の商業地と赤坂御用地や大学など文教施設が共存するエリアで、最寄駅は東京メトロ丸ノ内線・銀座線赤坂見附駅、また、千代田線赤坂駅で徒歩7分の距離です。

新しい電話番号は03（6277）8310（代表）。FAX番号は03（6277）8331。

新事務所への移転後、10月17日（火）には第37回総務財務委員会が、24日（火）には第15回常任理事会が開催されました。

一般社団法人全国旅行業協会(ANTA) アクセスマップ

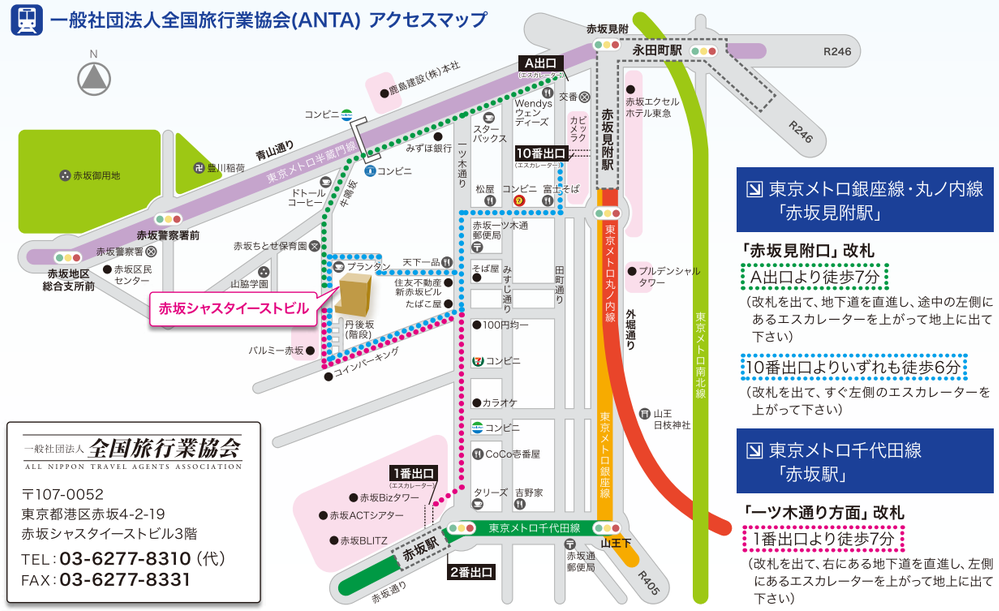

一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19
赤坂シャスタイーストビル3階
TEL：03-6277-8310（代）
FAX：03-6277-8331

旅行業約款変更のお願い

本部事務局の移転に伴い旅行業約款（弁済業務保証金）の当協会住所表記について、二重線にて訂正していただき下記の住所をご記入いただきますよう、お願いいたします。

【該当する約款の訂正箇所】

・募集型企画旅行契約の部 第31条（弁済業務保証金）
・受注型企画旅行契約の部 第32条（弁済業務保証金）
・手配旅行契約の部 第25条（弁済業務保証金）

【新住所の表記】

東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シャスタイーストビル

※協会の所在地の変更は「軽微な変更」となりますので行政庁の認可は必要なく、修正のみで問題ありません。

巻頭言

国内観光を活性化し地域の発展に貢献しよう

一般社団法人 全国旅行業協会
会 長 二階俊博

秋も深まって参りました。この秋は東日本では気温が低く、西日本では暑い日が続く季節となりましたが、全国47都道府県の会員の皆様におかれましては、秋のハイシーズンにおけるお客様対応に全力で取り組んでおられることと思います。

9月3日には、全国9地域13会場で平成29年度国内旅行業務取扱管理者試験が実施され、多くの受験者が試験に臨み、無事に終了することができました。この日のための準備や実施運営、監督などの事務に携わった協会関係者の皆さん誠にご苦労さまでした。

9月26日、27日の両日には、来年2月14日に「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」が開催される高知県高知市において常任理事会と支部長連絡会が開催され、全国47都道府県の代表が集い、活発な意見交換が行われ、終了後にはフォーラム会場の視察も行われました。来年2月に四国高知で全国の代表の皆さんとお会いすることを楽しみにしております。

さて、当協会の本部事務局は平成5年7月に日本橋浜町から神谷町駅近くの田中山ビルに移転し、その後、24年余りにわたり業務を行って参りましたが、同ビルの改築に伴い、本年10月10日に港区赤坂に移転し業務を開始しました。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震などの自然災害への対応、21世紀の情報化時代の急速な進展と観光立国に向けた体制整備など田中山ビル時代は多くの出来事がありました。その都度、本部と支部が一体となって真正面から諸課題に取り組み、力強い組織になってきたことを実感しております。これからも観光産業の一翼を担う業界として、ANTA関係者が先頭に立って国内観光の活性化のために奮起し、全国の会員の皆さんと力を合わせて全国津々浦々の地域の発展に貢献して元気が出るように行動していくことが大事です。

また、ご承知のとおり、政府は2020年に訪日外国人旅行者数4000万人、2030年に同じく6000万人を目指してインバウンド政策に力を入れております。その一環で、先の通常国会において、旅行業法の一部改正案が成立し、平成30年1月4日から施行されることになりました。引き続き、これらの旅行業法改正に関する情報を会員の皆様にご提供し、来年1月4日の法律の施行に向けた準備に万全を期して取り組んで参ります。

当協会としても、旅行業務取扱管理者資格者研修の義務化への対応、旅行サービス手配業者の協会への加入手続など、旅行業法改正の施行に向けた準備を常任委員会が中心になって行っております。その一環で協会の定款を変更する必要が生じ、12月に臨時総会を開催するための準備を進めておりますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

地域における旅行業を取り巻く環境変化は、誠に激しいものがありますが、このようなときこそ全国5600社のANTA会員の皆さんが力を合わせて旅行業の活性化と発展のために取り組むことが何よりも大切です。

観光が明るくなれば、世の中は必ず明るくなります。全国の会員の皆さんの一層の奮起を期待します。頑張ろうではありませんか!

第14回常任理事会（平成29年9月26日）

《第14回常任理事会 第9回支部長連絡会》

第14回常任理事会

第14回常任理事会が、平成29年9月26日（火）14時より高知県高知市のホテル日航高知旭ロイヤルで開催された。

会議の冒頭、國谷一男副会長より開会挨拶がなされた後、来賓の（株）全旅中間幹夫社長より挨拶がなされた。その後、常任委員会報告に移り、各委員長より以下の活動報告がなされた。

［試験研修委員会］9月19日開催：①試験研修委員会における当面の検討課題について、②試験事務規定・管理者研修規則・旅程管理研修規程の一部改正について

［苦情弁済委員会］9月6日開催：①認証申出案件について、②平成30年以降の苦情対応勉強会のあり方について

［指導調査広報委員会］8月31日、9月22日開催：①事故対策部会について、②ツーリズムEXPOジャパン2017へのブース出展について、③全旅協観光復興支援ポスターの作成について

［経営推進委員会］7月31日開催：①石川県送客キャンペーンの実施、②フォーラムの本部スローガンについて

［総務財務委員会］8月23日開催：①総務財務委員会の当面の検討課題

その他、第15回常任理事会及び第178回理事会の日程変更並びに臨時総会の開催、平成29年度国内旅行業務取扱管理者試験の実施状況、「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」の開催、てるみくらぶ破産に関する観光庁検討会報告、観光庁による旅行業法の適用関係の解釈通達について報告された。

第14回常任理事会（平成29年9月26日）

引き続いて協議事項に入り、以下の審議が行われた。

1．定款の一部変更（案）

定款の一部変更の原案について説明され、協議の結果今後さらに検討し、次回の常任理事会で議案として審議することとなった。

2．旅行業法改正に伴う検討事項

旅行業法改正に伴う検討事項について提案され、協議の結果原案通り承認され、次回の理事会に提案することとなった。

3．新たな観光財源検討会への対応

新たな観光財源への対応について説明され、引き続き対応していくこととなった。

4．新規入会申込者（案）

新規入会申込者として、条件なし入会8支部8社、条件付き入会23支部42社の入会申込みについて提案され、協議の結果原案通り承認され、次回の理事会に報告することとなった。

第9回支部長連絡会（平成29年9月27日）

第9回支部長連絡会

第9回支部長連絡会が、平成29年9月27日（水）午前8時より高知県高知市のホテル日航高知旭ロイヤルで開催された。

会議の冒頭、近藤幸二副会長より開会挨拶がなされた。

続いて、報告事項に入り、委員会報告がなされた後、本部提出事項として、①「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」の開催準備状況、②平成29年度国内旅行業務取扱管理者試験の実施状況、③臨時総会の開催、④平成30年度（第54回）定時総会の日程等、⑤旅行業法改正に伴う検討事項、⑥定款の一部変更（案）、⑦てるみくらぶ破産に関する観光庁検討会報告、⑧観光庁による旅行業法の適用関係の解釈通達、⑨緊急重大事故発生時の連絡体制、⑩本部事務所の移転について説明がなされた。

また、（株）旅行ビジネスサポートより旅行災害補償制度等についての説明が行われた後、國谷副会長より閉会挨拶がなされ、終了した。

その後、一行は平成30年2月14日に開催される「第13回国内観光活性化フォーラムinこうち」の会場を視察した。

第9回支部長連絡会（平成29年9月27日）

第9回支部長連絡会（平成29年9月27日）

ANTA常任委員会紹介（試験研修委員会・総務財務委員会・指導調査広報委員会）

試験研修委員会

試験研修委員会（前列左より國谷副会長、和田副委員長、花岡委員長、有野専務理事、後列左より戸谷委員、渡井委員、村山委員、尾池委員）

■試験研修委員会

試験研修委員会は、国家試験事務代行と法定研修事業を担当しております。

委員会のメンバーは、花岡正雄委員長（広島県支部長）、和田雅夫副委員長（北海道支部長）、戸谷賢二委員（千葉県支部長）、村山吉三郎委員（東京都支部運営委員）、渡井浩昭委員（静岡県支部長）、尾池文章委員（京都府支部長）の6名で、担当副会長は、國谷一男副会長です。

まず、旅行業法に基づく国内旅行業務取扱管理者試験について、観光庁長官の試験事務代行機関として、関係支部のご協力を頂き、去る9月3日（日）に全国9地域13会場で実施し、約1万5千名が受験し、合格発表を10月25日（水）に行いました。

また、旅行業法に基づく研修事業として、国内旅行業務取扱管理者研修、旅程管理研修、旅行業務取扱管理者資格者研修を実施しております。

国内旅行業務取扱管理者研修（国家試験の一部免除のための研修）は、本年度は5月23日（火）・24日（水）の両日に全国8会場で実施し、406名が受講し、344名が修了しました。修了者につきましては、本年度及び次年度の国家試験の受験に際し、国内旅行実務科目の免除資格が得られます。

国内旅程管理研修は主任添乗員の一部要件のための研修であり、本年度は12月5日（火）・6日（水）に全国8会場で実施され、12月下旬に修了者の発表が予定されています。

旅行業務取扱管理者資格者研修（以下「資格者研修」）は、資格取得後の恒常的なレベルアップを目的とした研修です。なお、資格者研修は平成30年1月4日施行の改正旅行業法において、研修が義務化されることから、今後の資格者研修の実施方法等についても検討して参ります。

旅行業務従事者の資質と旅行者へのサービス向上を目的とする当協会の研修に、多くの会員の皆様の受講をお待ちしております。

■総務財務委員会

総務財務委員会は、定款・諸規程の整備、事業計画・予算など、主に協会の組織運営に関する事務を担当しております。

委員会のメンバーは、駒井輝男委員長（東京都支部長）、岩本公明副委員長（長崎県支部長）、高橋哲朗委員（秋田県支部長）、野地敏行委員（福井県支部長）、吉村実委員（大阪府支部長）、松田良治委員（岡山県支部長）、大谷稔委員（徳島県支部長）の7名で、担当副会長は、國谷一男副会長です。

委員会の所轄内容は、定時総会、理事会、常任理事会、支部長連絡会の運営、定款や他の委員会に属さない規程類の作成及び改廃に関することなどです。本年度は、来年1月4日施行の旅行業法の一部改正により旅行サービス手配業者が新設されますので、12月開催予定の臨時総会に向けて定款の一部変更について現在検討しております。

また、協会の年間の事業計画や事業報告の作成、それに伴う予算の編成や決算、事務局及び組織運営、協会支部の運営に関することなど、支部との連携を密にして協会事業を円滑に推進し、より良い協会運営を目指しております。

総務財務委員会

総務財務委員会（前列左より國谷副会長、駒井委員長、岩本副委員長、有野専務理事、後列左より野地委員、松田委員、吉村委員、髙橋委員、大谷委員）

■指導調査広報委員会

指導調査広報委員会は、主に旅行業務に関する調査及び研究並びに内外に対する広報活動を行っています。

委員会のメンバーは、浅子和世委員長（埼玉県支部長）、藤田雅也副委員長（愛知県支部長）、大久光昭委員（宮城県支部長）、菅沼稔委員（山梨県支部長）、永守徹委員（富山県支部長）、山口嘉幸委員（兵庫県支部長）、村尾弘行委員（鹿児島県支部長）の7名で、担当副会長は、永野末光副会長です。

来年1月4日から施行される旅行業法の一部改正への対応、旅行業法・約款の見直しへの対応など、会員の旅行業務の適正な運営を確保する指導業務により、法令順守と安全安心な旅行サービスの提供を推進して参ります。

また、国内旅行及び海外旅行の「事故対策要領」等の周知徹底や緊急重大事故発生時の連絡体制の強化等に努めるなど事故対策及び危機管理の強化を図っていきます。さらに、今年度は、北海道・東北をテーマにした「観光復興支援ポスター」を作成し、会員及び関係機関に対して広く展開するとともに、ツーリズムEXPOジャパンへのブース出展を行うなど、広報活動を展開しております。

会員の資質向上と消費者からのご期待に応えられるよう、指導・調査・広報事業の推進に努めて参りますので、会員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

指導調査広報委員会

指導調査広報委員会（前列左より有野専務理事、藤田副委員長、浅子委員長、永野副会長、後列左より菅沼委員、大久委員、永守委員、村尾委員、山口委員）

新旅行業法（平成29年改正）について

一般社団法人 全国旅行業協会

平成29年の通常国会に旅行業法及び通訳案内士法の一部改正法案が提出され、衆参両院で可決成立し、平成29年法律第50号として6月2日に公布されました（以下「新旅行業法」という）。その後、8月18日に、施行日を平成30年1月4日とする政令が公布されました。今回の改正について、10月18日現在におけるその背景、規制緩和、規制強化の内容などを中心にご説明したいと思います。

1．法律改正の背景

観光庁は、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図るため、着地型旅行の促進の環境整備及びランドオペレーター業務の適正化の制度を今回の改正で追加しました。

①地域独自の自然や文化を体験できる旅行商品の提供を促進するための環境整備

観光庁によると、（ⅰ）地域体験・交流型の旅行商品（いわゆる「着地型旅行商品」）に対するニーズが高まっていること、（ⅱ）ホテル・旅館・ＤＭＯ（観光地経営組織）等からの旅行業の登録容易化への規制緩和の要望、（ⅲ）平成25年4月に創設された地域限定旅行業に関して、旅行業務取扱管理者を営業所ごとに1名を選任する要件を緩和してほしいとの要望がなされたこと、等が挙げられています。

②一部のランドオペレーターの不健全な業務の実態

一部のランドオペレーターの不健全な業務の実態に起因して、旅行の安全や取引の公正が脅かされる事案が発生しているため、旅行商品の質の確保や旅行者の保護を図ることが課題となりました。

（ア）旅行の安全性低下事案の発生

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故に関して、旅行業者と貸切バス事業者との間にランドオペレーターが介在し、旅行業者がランドオペレーターに旅行手配を丸投げしたことにより安全性が低下したのではないかとの指摘があり、旅行商品の質の確保を図るため、ランドオペレーターの業務の適正化を図ることが急務とされました。

（イ）取引の公正を脅かす事案の発生

訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした免税店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、訪日外国人旅行者の保護を図るため、ランドオペレーターの業務の適正化を図ることが急務とされました。

2．地域体験・交流型旅行商品の販売促進、ホテル・旅館の旅行業への参入の容易化（規制緩和）

①地域限定旅行業者の取扱区域の見直し

地域限定旅行業者の企画旅行・手配旅行の取扱区域は、自らの営業所の存する市町村及びその市町村に隣接する市町村に限定されています（募集型企画旅行商品の企画・販売に関しては、第3種旅行業者も同様です）。これについて、地域の旅行実態に合わせ、隣接する市町村の隣に空港、拠点駅等がある場合等には、営業区域となるように関係告示の改正が検討されているようです。

②旅行業務取扱管理者の兼務の条件付き解禁

従来の旅行業法では1営業所毎に1人以上の取扱管理者の選任が義務づけられていましたが、今回の改正ではこれが緩和され、「複数の営業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるとき」には、複数の営業所を通じて1人で足りるとされました。（法第11条の2第5項）詳細については、今後公布される国土交通省令の改正条文で確認してください。

3．地域限定旅行業務取扱管理者制度の創設

①地域限定旅行業務取扱管理者の試験制度の創設

旅行業務取扱管理者試験の種類に、地域限定旅行業務取扱管理者試験が追加されました。この試験では、運送約款のうち「空路」に関する知識が除かれ、また、国内旅行実務のうち、全国的な知識を要する科目である「日本地理」が試験科目から除外されることになりそうです。

平成29年8月18日に公布された政令において、その受験手数料は5,500円と定められました。（参考：国内は5,800円、総合は6,500円）（法第11条の3第2項）

②地域限定旅行業者による選任

地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者を、「地域限定旅行業務取扱管理者」として選任できるようになります。（法第11条の2第6項第1号）

4．旅行業務取扱管理者による安全管理等の強化（規制強化）

①資格者研修受講の義務付け

旅行業者又は旅行業者代理業者（以下、「旅行業者等」という）は、その旅行業務取扱管理者について、「3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修（以下「資格者研修」と略す。）」を受講させることが義務づけられました。（法第11条の2第7項）

旅行業者等がこの規定を守らない場合には、観光庁長官は、勧告、命令ができること、その命令に違反した場合には30万円以下の罰金に処することになりました。（法第11条の2第8項、第9項、法第79条第5号）

②苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

資格者研修の受講以外にも、旅行業者等は、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習の受講等、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第11条の2第10項）

③旅行業者等の通訳案内士に係る説明事項の追加

旅行業者等が、旅行者に対して書面を交付することにより説明する取引条件として、「全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の有無」が追加され、その記載が必要となります。（法第12条の4第2項）

④旅行業務に関する契約時の書面事項

新旅行業法において旅行業者等は、旅行業務に関する契約を締結したときは、旅行者以外の契約の相手方に対しても書面を交付しなければなりません。当該書面の記載事項について「国土交通省令」で定めることになっています（情報通信技術の利用も可能です）。（法第12条の5第3項、第4項）

5．「旅行サービス手配業」制度の追加

（1）登録制度の導入

①登録の義務づけ

今回の改正により、「旅行サービス手配業」を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならないことになりました。（法第23条）

旅行業者等の場合と同様に、観光庁長官の権限を旅行サービス手配業者の主たる営業所を管轄する都道府県知事に行わせることが政令で定められました。なお、旅行業者とは異なり、5年毎の登録の更新制度はありません。（法第67条）

②旅行サービス手配業者とは

「旅行サービス手配業者」とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）又は運送等に関連するサービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行う事業者で、いわゆるランドオペレーターの業務を定義化したものです。（法第2条第6項）

なお、「取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く」とされています。

（2）「旅行サービス手配業務取扱管理者」制度の創設

①資格取得の方法

旅行サービス手配業務取扱管理者は、観光庁長官の登録を受けた「登録研修機関」が行う研修を修了すれば、資格を取得できます。（法第28条第5項）

研修を受ける場合の手数料の額は、政令により17,900円と定められました。（法第40条）

②旅行サービス手配業務取扱管理者の選任義務付け

旅行サービス手配業者は、「営業所ごとに、1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して」管理及び監督に関する事務を行わせなければなりません。この場合、複数の営業所での兼務は認められません。（法第28条第1項）

③定期的な研修受講の義務付け

旅行サービス手配業者は、「3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他の知識・能力の向上を図るために登録研修機関が実施する研修を受講させなければなりません。（法第28条第6項）

④苦情の解決に関する講習の受講等の努力義務

資格者研修の受講以外にも、旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習の受講等その職務に関する必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければなりません。（法第28条第9項）

⑤契約時の書面事項

旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、契約の相手方に対して書面を交付しなければなりません（情報通信技術の利用も可能）。（法第30条）書面の記載事項の詳細については、今後公布される国土交通省令の改正条文で確認してください。

⑥信用失墜行為

旅行サービス手配業者は、その業務に関し取引をする者に対し、重要な事項の不告知又は不実の告知、債務履行の不当な遅延、違法な営業を行っている免税店への連れ回し等の信用失墜行為が禁止されます。（法第31条第1項、第2項、第3項）

⑦登録行政庁の監督

観光庁長官による業務改善命令、登録の取消し等の処分並びに罰則が強化されます。（法第36条、第37条、第38条、第74条）

⑧登録簿の閲覧

観光庁長官（都道府県知事）は、「旅行サービス手配業者登録簿」を備え付け、閲覧に供します。（法第39条）

（参考）ランドオペレーター業者の数と旅行業登録の有無

平成29年度に観光庁が実施した調査により、存在が判明したランドオペレーター業者は、全国で864社でした。このうち旅行業登録のある者は513社（59%）、旅行業登録のない者は351社（41%）でした。

（3）既存の旅行業者等が旅行サービス手配業務を行う場合の取扱い

改正前の旅行業法は、旅行業者等と消費者（旅行者）の取引に関する規制が定められており、旅行業者等に受入施設や貸切バス事業者の間を仲介するランドオペレーターの業務は、旅行業法の規制の対象ではありませんでした。

しかし、今回の改正により、新たに「旅行サービス手配業」として、ランドオ

ペレーターが新たに法律の規制対象になりました。既存の旅行業者等、あるいは旅行業務取扱管理者が旅行サービス手配業務を行う場合の取扱いは以下のとおりとなります。

①既存の旅行業者等

(ア)旅行業者

既存の旅行業者が自らランドオペレーター業務を行う場合には、旅行サービス手配業の登録（法第23条）を受けなくても行うことができます。（法第34条第1項）

(イ)旅行業者代理業者

旅行業者代理業者が行う旅行業務については、法第23条の旅行サービス手配業の登録の規定は適用されません。（法第34条第2項）

②国内・総合の旅行業務取扱管理者試験の合格者

国内又は総合の「旅行業務取扱管理者試験」に合格した者は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受講していなくても、旅行サービス手配業務取扱管理者に選任することができます。（法第28条第5項第1号、第2号）

③登録研修機関による研修の受講

(ア)旅行業務取扱管理者試験に合格した者であって旅行サービス手配業務取扱管理者に選任された者

登録研修機関による研修の受講が必要になります。（法第28条第6項、第9項）

(イ)旅行業者等が選任した旅行業務取扱管理者

旅行業者等は、その選任した旅行業務取扱管理者について、旅行業協会が実施する資格者研修を受講させることになりますので、別に、登録研修機関が行う旅行サービス手配業務に関する研修を受講する必要はありません。

6．旅行業協会の業務の追加（「旅行サービス手配業」関係）

①旅行業協会の「指定」に関する要件の追加

旅行業協会の指定に関して「旅行サービス手配業者」に関する事項が追加されました。（法第41条）

②旅行業協会の「業務」の追加（旅行サービス手配業務）

（第1号）苦情の解決、（第2号）研修、（第4号）指導、（第5号）調査研究広報の各号に、「旅行サービス手配業務」が追加されました。（法第42条）

なお、旅行サービス手配業者には営業保証金の供託の義務付けはありませんので、（第3号）弁済業務の対象にはなりません。

③社員（旅行サービス手配業者）の「資格及び加入」

旅行業協会は、社員の資格について、旅行業者、旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者の別以外の制限を加えてはなりません。（法第43条第1項）

また、旅行サービス手配業者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒否してはなりません。（法第43条第2項）

④苦情の解決

旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行サービス手配業者が取り扱った旅行サービス手配業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該旅行サービス手配業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければなりません。（法第45条）

⑤旅行サービス手配業務の研修の実施

旅行サービス手配業者が協会に加入した場合、旅行業協会は、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関する知識及び能力についての研修その他従業者に対する研修を実施しなければなりません。（法第46条第1項第2号）

なお、この研修については、旅行業協会に加入していない旅行サービス手配業者の従業者も受講できるようにしなければなりません。（法第46条第2項）

7．法令違反行為を行った者の氏名等の公表、罰則の強化、暴力団等の登録拒否

①法令違反の行為者の氏名等の公表

観光庁長官は、被害の拡大防止のため、旅行業法及び同法に基づく命令に違反する行為を行った者の氏名又は名称その他必要な事項を一般に公表することができるようになりました。（法第71条）

②罰則の強化

(ア)無登録営業をした者への懲役刑の追加

改正前は旅行業を無登録で営んだ者に対する罰則は、100万円以下の罰金が処されていましたが、今回の改正で「1年以下の懲役」が追加されます。

この場合、懲役と罰金は併科する（両方適用する）こともできます。（法第74条）

また、これまで罰金刑だけが科されていた条項に懲役刑が追加されます。（法第76条）

(イ)旅行サービス手配業者への罰則の追加

また、旅行業法に旅行サービス手配業者、登録研修機関等が追加されたことに伴い、新たに旅行サービス手配業者等への罰則が追加されます。（法第74条、第75条、第76条、第78条、第79条、第81条、第82条、第83条）

③暴力団員等の登録拒否の追加

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）、並びに暴力団員等がその事業活動を支配する者について、登録拒否の規定が追加されます。暴力団員等であるか否かは登録行政庁に問い合わせれば確認できるようになるとのことです。（法第6条第1項第3号、第8号）

8．施行日、準備行為及び経過措置

①新旅行業法の施行日

新旅行業法は、平成29年8月18日に公布された政令に定める日（平成30年1月4日）から施行されることになりました。（附則第1条、平成29年8月18日政令第226号）

②旅行サービス手配業の登録申請等の準備行為

旅行サービス手配業の登録申請及び登録研修機関の登録申請日は、新旅行業法の施行日の前においてもできるとされています。

東京都の場合、10月中に予定される改正省令の公布後に正式な申請受理を行うようです。詳細は各都道府県の登録行政庁に問い合わせれば確認できます。（附則第4条）

③旅行業法の一部改正に伴う経過措置

(ア)旅行業者等が、旅行者以外の旅行業務に関し取引をする者と契約を締結する場合の経過措置

施行日の前に締結された契約については、取引条件の説明および書面の交付についての取扱いの義務付けは適用されません。（附則第5条第1項）

(イ)旅行サービス手配業務取扱管理者の配置

施行後、法第28条第5項（旅行サービス手配業務取扱管理者）の規定は施行日から6月間は適用されません。（附則第5条第2項）

それまでの間（平成30年7月3日まで）は、「旅行サービス手配業務取扱管理者」の代わりに「その事業の遂行のために必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」によって旅行サービス手配業務を行うことが認められます。（附則第5条第3項）

(ウ)旅行業協会の指定を受けている者についての取扱い

法律施行の日に「旅行業協会」の指定を受けている者（ＡＮＴＡ、ＪＡＴＡ）は、新旅行業法第41条第1項の指定を受けたものとみなされます。（附則第5条第4項）

④罰則の適用に関する経過措置

新旅行業法の施行（平成30年1月4日）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります。（旧法の罰則規定が適用される）（附則第23条）

⑤法律の施行に関し必要な経過措置

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定められます。（附則第24条）

国土交通省が「障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進」に関する通達を9月1日に発出

観光庁が霧島山（新燃岳）の火口周辺警報への対応について正確な情報提供を図るよう周知依頼

障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進

（国土交通省）

国土交通省は、「障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進について（依頼）」（平成29年9月1日付国総安政第40号）を観光庁長官宛に発出した。

本通達では、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）が施行され、障害を理由とする差別を解消するための措置として、事業者に対して「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供に努めること」を求めており、その基本的な考え方について、国土交通省では法第6条に基づく基本方針を策定し、また、その具体的な対応のあり方について、法第11条に基づく国土交通省所管事業向けの対応指針を策定し、障害者差別の解消に向けた適切な対応が行われるよう求めてきたところである。

しかしながら、法の施行から1年以上が経過し、その間周知が図られてきたが、法の趣旨・内容に関する認識が十分ではないと思われる事案が発生している。障害者差別の解消に向け、事業者において、法に関する理解を一層深め、適切な対応を行っていただく必要がある。

このため、観光庁を通じて当協会を含む団体・関係事業者等に対し、下記の事項について、適切な対応が行われるよう、依頼がなされた。

1．各事業者は、法の趣旨に則り、直接的な障害を理由とした差別であるか否かを問わず法第8条第1項の不当な差別的取扱いを行わないことはもとより、障害者が公共交通機関を始めとする財・サービスや各種機会の提供を障害者でない者と同様に受けることができるよう、法第8条第2項の合理的配慮の提供に最大限努めるべきである。また、法第5条の合理的配慮を的確に行うた

めの環境整備として、必要な施設整備等の事前的改善措置の実施に可能な範囲で着実に取り組むべきである。

このため、障害者に財・サービスや各種機会を提供できるよう、同業か否かを問わず他の事業者の好事例も参考に、自らの取組や対応のあり方を再度検討し、必要な場合には内規の見直しや追加的な施設整備等を積極的に行うこと。

特に公共交通事業者にあっては、安全の確保などの必要性からサービスを提供しないとしても、この場合に正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、単に安全の確保などという説明のみでサービスを提供しないといったことは適切ではないことを十分に踏まえ、真にやむを得ない場合に限ること。

2.各事業者は、1.の検討の後もなお、障害者に対する財・サービスや各種機会の提供が困難であると判断せざるを得ない場合には、障害者にその理由を、単に内規や安全上の理由といった抽象的な理由ではなく、具体的かつ丁寧に説明し、当該障害者の理解を得るように努めること。

3.各事業者は、1.の検討後の対応のあり方及び2.の説明の必要性について、職員に対する研修等を通じて周知徹底を図ること。

4.各事業者は、利用者に対する対応についての透明性の確保及び利用者との無用のトラブル回避の観点から、障害を持つ利用者に対し、自らの財・サービスや各種機会の提供の仕方について、平時からウェブサイト等において分かりやすく情報提供を行うこと。

その際、事前の連絡を求めるなど、障害者でない者と異なる取扱いをすることは、極力避けることが望ましいが、やむを得ず異なる取扱いをする場合は、障害者の理解を得るために、その理由を明らかにするなどの措置を講ずること。

特に、事前の連絡については、柔軟な対応を求める障害者のニーズもあることに留意した情報提供を行うこと。

当協会は、これを受け支部、ホームページ及びANTAニュースメールにて周知を行った。

障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3569.html

障害者差別解消法関連（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/guideline/sabetsu/

霧島山（新燃岳）の入山規制警報への対応（観光庁）

観光庁は、福岡管区気象台・鹿児島地方気象台が10月5日付で霧島山（新燃岳）について、噴火警戒レベルを予報「活火山であることに留意」から火口周辺警報「火口周辺危険」に、11日付で「火口周辺危険」から火口周辺警報「入山規制」にそれぞれ引き上げられたことに伴い、旅行者の安全について万全を期すよう周知依頼がなされた。霧島山（新燃岳）では火山活動が高まっており、11日5時34分に噴火が発生した後も噴火が継続しており、今後、更に火山活動が活発になる可能性があり、同庁では、新燃岳火口から概ね2kmの範囲では弾道を描いて飛散する大きな噴石及び火砕流に警戒する旨の火口周辺警報を発表したことに伴い文書を発出し、正確な情報の収集に努め、旅行者または旅行予定者からの問い合わせなどに際しては、政府や都道府県等関係機関が公表する情報も踏まえ、正確な情報提供を図るよう、周知依頼を行った。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて周知を行った。

霧島山の噴火警戒レベルの引き上げ（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3576.html

マダカスカルにおけるペスト発生における注意喚起（厚生労働省）

厚生労働省は、世界保健機関（WHO）よりマダガスカル共和国の都心部を含む複数の地域において 肺ペストが発生していると発表されたことに伴い、「ペストに係る注意喚起」（10月4日付健感発1004第10号）を発出し、注意喚起を依頼した。

現在のところ、WHOのチームが技術指導やサーベイランス補助などの現地活動を行っている状態であり、マダガスカル共和国に滞在している間や、マダガスカル共和国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し適切な診断及び治療を受けることが重要である。

厚生労働省は肺ペストについて、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じて空港などにおいても、海外渡航者への注意喚起を徹底しているところであり、旅行業関係団体及び空港会社等を通じて海外渡航者に対して広く注意喚起を行うことについて、協力の依頼がなされた。

当協会は、これを受けホームページ及びANTAニュースメールにて周知を行った。

ペストに係る注意喚起について（当協会会員専用ホームページ）
http://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/3578.html

全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援 観光庁 Japan Tourism Agency

ANTA主催苦情対応勉強会

ANTA主催の苦情対応勉強会を長野市、横浜市、札幌市及びさいたま市で開催

ANTA苦情対応勉強会が長野市、横浜市、札幌市、さいたま市においてそれぞれ開催された。

●長野会場（ホテル信濃路）平成29年8月23日（水）

当日は、45名が参加し、冒頭、相馬靖子長野県支部長より挨拶がなされた後、13時35分より、勉強会がスタートした。

相馬靖子長野県支部長による開会挨拶

勉強会の第一部は、山本厚弁護士により「そうだったのか！旅行の法律」と題して、Q&A方式で、よくある取消料についての質問、旅行契約に関係する民法・消費者契約法・個人情報保護法などの法律、最近の旅行に関する裁判事例について解説がなされた。

山本厚弁護士

中川宜和苦情弁済副委員長（奈良県支部長）

休憩後の第2部では、中川宜和苦情弁済副委員長（奈良県支部長）が講師となり、苦情対応の基本及び苦情対応の実践について、実例を挟みながら、苦情対応の基本やプロの「旅行業者」としてのお客様への向き合い方等について講義がなされた。

その後、質疑応答、新旅行業法の概要について説明がなされ、最後に近藤恵一（一社）長野県旅行業協会苦情弁済委員長による挨拶で閉会した。

●神奈川会場（損害保険ジャパン横浜支社会議室）平成29年8月31日（木）

当日は、22名が参加し、冒頭、坂入満苦情弁済委員（神奈川県支部長）より挨拶がなされた後、13時5分より勉強会がスタートした。

坂入満神奈川県支部長による開会挨拶

勉強会の内容については、第一部として中川講師により苦情対応にあたっての基本・実践、プロの「旅行業者」としてのお客様への向き合い方等についての講義や山本弁護士により旅行契約に関係する様々な法律についての講義がなされた。

第2部では、（株）旅行ビジネスサポートにより旅行災害補償制度、（株）全旅により「全旅クーポン」についてそれぞれ説明と質疑応答がなされ、最後に曽我直樹神奈川県支部運営委員による挨拶で閉会した。

●北海道会場（TKP札幌駅カンファレンスセンター）平成29年9月14日（木）

当日は、21名が参加し、冒頭、和田雅夫北海道支部長より挨拶がなされた後、13時35分より勉強会がスタートした。

勉強会の内容については、第1部は山本弁護士により旅行契約に関係する様々な法律についての講義がなされ、第2部では中川講師により苦情対応にあたっての基本・実践、プロの「旅行業者」としてのお客様への向き合い方等について講義がなされた。

その後、質疑応答、新旅行業法の概要について説明がなされ、最後に和田北海道支部長による挨拶で閉会した。

和田雅夫北海道支部長による開会挨拶

●埼玉会場（大宮ラフォーレ清水園）平成29年9月21日（木）

当日は、50名が参加し、冒頭、浅子和世埼玉県支部長より挨拶がなされた後、13時10分より勉強会が行われた。（詳細は26頁の支部だよりを参照）

浅子和世埼玉県支部長による開会挨拶

平成29年度 国内旅行業務取扱管理者試験を9月3日に全国9地域・13会場で実施

当協会は、観光庁長官の試験事務代行機関として、本年度の国内旅行業務取扱管理者試験を9月3日（日）に全国9地域13会場で実施した。

受験申込者は1万7018名で、試験当日の受験者数は1万4938名（一般受験者1万3772名、一部科目免除者1166名）となった。申込者数は前年度に比べやや減少したが、1万7千名台を維持した。

大阪・神戸会場（甲南大学）

平成29年度 国内旅行業務取扱管理者試験 実施状況

試験地	区　分	申込者（人）	受験者（人）	欠席者（人）	出席率（%）
北海道	一般	670	594	76	88.7%
	免除	60	59	1	98.3%
	計	730	653	77	89.5%
宮　城	一般	744	643	101	86.4%
	免除	89	85	4	95.5%
	計	833	728	105	87.4%
埼　玉	一般	1,008	876	132	86.9%
	免除	73	72	1	98.6%
	計	1,081	948	133	87.7%
東　京	一般	6,750	5,841	909	86.5%
	免除	431	422	9	97.9%
	計	7,181	6,263	918	87.2%
愛　知	一般	1,547	1,375	172	88.9%
	免除	150	147	3	98.0%
	計	1,697	1,522	175	89.7%
大阪・神戸	一般	3,091	2,679	412	86.7%
	免除	215	207	8	96.3%
	計	3,306	2,886	420	87.3%
広　島	一般	441	381	60	86.4%
	免除	59	59	0	100.0%
	計	500	440	60	88.0%
福　岡	一般	1,307	1,144	163	87.5%
	免除	106	101	5	95.3%
	計	1,413	1,245	168	88.1%
沖　縄	一般	263	239	24	90.9%
	免除	14	14	0	100.0%
	計	277	253	24	91.3%
全国集計	一般	15,821	13,772	2,049	87.0%
	免除	1,197	1,166	31	97.4%
	総合計	17,018	14,938	2,080	87.8%

（参考）平成28年度

全国集計	一般	16,674	14,469	2,205	86.8%
	免除	905	883	22	97.6%
	総合計	17,579	15,352	2,227	87.3%

全旅協観光復興支援ポスター「でかけよう 北海道・東北」ポスターの作成

当協会では、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、自然災害等による被災地をはじめ全国各地の観光地の復興支援を目的に、毎年、観光庁の後援をいただいて地域の観光復興支援ポスターを作成している。今年度も観光復興支援キャンペーンを引き続き実施し、「北海道・東北及び日本各地の観光支援」を目的にポスターの作成を行った。

なお、本ポスターに描かれた「北海道・東北のお祭り」等は、北海道「オロチョンの火祭り、よさこいソーラン、雪祭り、マッサン・エリー、クラーク博士、キュンちゃん」、青森県「立佞武多」、岩手県「鬼剣舞」、宮城県「伊達正宗」、秋田県「なまはげ、秋田犬」、山形県「人間将棋」、福島県「八重の桜、あかべこ」のデザインである。

本ポスターは、当協会各支部、観光関係の政府機関、各自治体、観光団体等約700箇所に配布を行い、掲出及び周知の協力を要請していく。また、当協会会員へは本誌と共に平成30年カレンダーを同封している。

当協会の観光復興支援活動の幅広い広報のため、店頭等における掲出にご協力をお願い致します。

ウズベキスタン共和国観光大臣が来訪し当協会幹部と意見交換

ウズベキスタン共和国観光大臣兼ウズベクツーリズム総裁アジズ・アブドゥハキモフ氏をはじめとする観光代表派遣団が、平成29年9月21日、当協会本部を訪問し、近藤副会長、國谷副会長、永野副会長、有野専務理事ほかと日本との観光交流促進などの意見交換を行った。

当協会を訪問したのは、アジズ・アブドゥハキモフ観光大臣、ユスプ・カブルジャノフ外務省部長、ティムール・ミルザエフ国家観光開発委員会部長ほか。

意見交換の場において、アブドゥハキモフ観光大臣は、今後、山スキーや砂漠での宿泊体験、現地の生活を体感するホームステイなどの新しい観光に力を入れていくことを明らかにされ、今後日本の旅行会社や手配業者等との打ち合わせの機会を増やしたいと述べられた。

これに対し、当協会からは、今後の観光関係の発展のためには、東京だけでなく大阪からの直行便等の整備が必要であること、ビザの取得申請の簡素化としてのe-Visaの取り組み、ウズベキスタンに関する観光情報のより積極的な発信について意見を述べた。観光大臣からは、これらの意見を踏まえ、シルクロードのブランドを生かした観光をさらにPRしていきたい旨が表明された。

ツーリズムEXPOジャパン2017 ANTA広報ブースを出展

今年で4回目となる世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2017」(主催：公益社団法人日本観光振興協会、一般社団法人日本旅行業協会、日本政府観光局)が、平成29年9月21日(木)から9月24日(日)の期間、東京ビッグサイトで開催された。

2014年～2016年の「ホップ・ステップ・ジャンプ」をテーマに掲げた第1ステージに続き、2017年からの第2ステージは、「見つけよう。旅の『新しいカタチ』」をテーマに、一般プロモーションに加え商談会および展示会での商談機会を拡充して開催された。

同イベントは、「ツーリズムEXPOジャパンフォーラム」、「商談会」、国内・海外の国・企業・団体によるブースが出展される「展示会」、「開会式・閉会式・ウェルカムレセプション」、「顕彰事業」で構成され、このうち展示会は、当協会のブースを含め全国47都道府県と130の国・地域から1,310の企業・団体の出展があり、来場者数の合計は過去最高の19万1,577人に達した。

当協会は、ブースを出展し、平成30年2月14日に開催される「第13回国内観光活性化フォーラム-in こうち」のポスターや旅行契約のポイントをまとめた「旅のための安心ガイド」のパネルを掲示するとともに、ツアー登山の手引き「山を歩こう」などを来場者に配布し、当協会の事業についてPRを行った。

また、ブース来訪者に旅行に関する意識調査を実施した。

「ツーリズムEXPOジャパン2017」における旅行に関する意識調査の概要

当協会では、平成29年9月22日(金)～24日(日)の期間中にANTAブースへの来場者に対して旅行に関するアンケート調査を行った。集計結果は以下の通り。

Q1. 性別

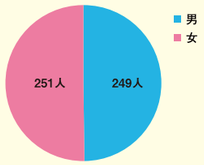

Q2. 年齢

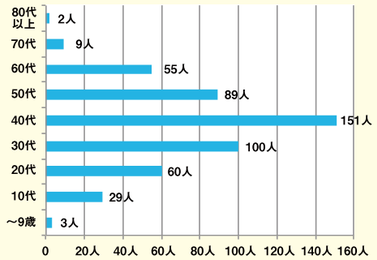

Q3. 旅の情報はどこから得ますか？ ＊複数選択可

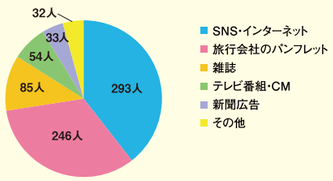

Q4.「旅行業約款」をご存知ですか？

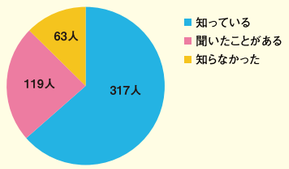

Q5. 旅行契約の成立時期をご存知ですか？

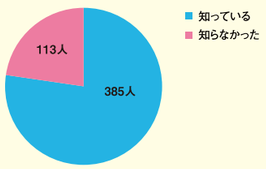

Q6. キャンセル料規程についてご存知ですか？

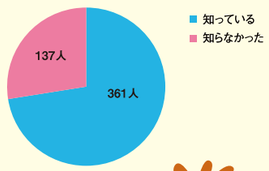

Q7. これまで ANTA をご存知でしたか？

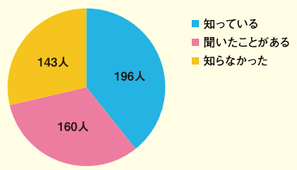

Q8. ANTA は 47 都道府県に支部があることをご存知ですか？

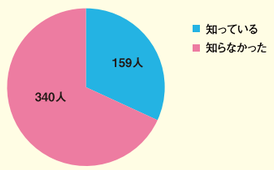

平成29年度 ANTA会員実態調査集計報告（その1）

（平成29年6月1日調査）　一般社団法人 全国旅行業協会

本調査は、当協会に所属する正会員旅行業者5,541社（平成29年６月１日現在）を対象に、各会員の業務状況及び業務内容等の実態を把握するため、平成14年度から実施しているものである。

調査票を送付した5,541社の正会員のうち2,861社から調査票の提出があり、全体の提出率は51.6%となった。（前回調査：平成28年度提出率：50.01%）

提出状況は、第１種会員提出数が31社（第１種会員数55社 提出率：56.4%）、第２種会員提出数が1,333社（第２種会員数2,476社 提出率：53.8%）、第３種会員提出数が1,450社（第3種会員数2,957社 提出率：49.0%）、地域限定会員提出数が34社（地域限定会員数53社 提出率：64.2%）であった。（うち13社は無記名）

なお、この集計結果については、本号で設問1～14、次号で設問15～28を掲載します。

本調査にご協力いただきました会員の皆様には心より御礼申し上げます。

1. 資本金（2,290社回答）

資本金が2,000万円未満の企業が約7割を占めた。

2. 従業員数

(1) 全従業員数（2,095社回答）

全従業員数は1社平均61.3人（前回調査：50.6人）。

全従業員5人以下がおおよそ半数を占めた。

(2) 旅行部門従業員数（2,002社回答）

旅行業務に従事する従業員は1社平均6.6人（前回調査：5.9人）。

旅行部門が5人以下の会員が全体の7割を超えた。

(3) 旅行業務取扱管理者

旅行業務取扱管理者（総合）の選任管理者は1社平均1.1人、資格保有者は1社平均1.9人。

旅行業務取扱管理者（国内）の選任管理者は1社平均1.2人、資格保有者は1社平均2.3人。

(4) 旅程管理業務主任者

旅程管理業務主任者（総合）は1社平均1.7人。

旅程管理業務主任者（国内）は1社平均2.7人。

3. 兼業の有無（2,623社回答）

「兼業がある」と回答した会員は1,316社（50.2%）、「兼業がない」と回答した会員は1,307社（49.8%）。なお、「兼業がある」と回答した業種の内訳では、バス事業（500社）、損害保険代理業者（278社）、タクシー・ハイヤー業（144社）の順であった。

4. 旅行契約別の売上比率（手配旅行：企画旅行：他社商品の代理販売）（2,714社回答）

旅行売上高全体を100%としたとき「手配旅行：企画旅行：他社商品の代理販売」全体での平均比率は、手配旅行が43.8%、募集型企画旅行が13.3%、受注型企画旅行が31.6%、他社商品の代理販売が11.4%であった。

5. 手配旅行における国内旅行と海外旅行の売上比率（2,422社回答）

旅行売上高全体を100%としたときの平均比率は、国内旅行の売上が86.9%、海外旅行が13.1%であった。

6. 受注型企画旅行における国内旅行と海外旅行の売上比率（1,838社回答）

旅行売上高全体を100%としたときの平均比率は、国内旅行の売上が85.9%、海外旅行が14.1%であった。

7. 年間の旅行総取扱額（2,759社回答）

年間の旅行総取扱額が2億円未満の企業が2,312社で、全体の8割を超えた。

8. 年間の旅行総取扱人数（2,747社回答）

年間旅行総取扱人数が1千人未満の企業が約5割を占め、1千人以上1万人未満を合わせると全体の約9割を占めた。

9. 第1種・第2種旅行業者に関する質問

(1) 過去1年間での自社による「募集型企画旅行」の実施（1,337社回答）

「実施している」と回答した会員は856社（64.0%・前回調査：65.2%）であった。

(2) 自社募集型企画旅行商品の他社委託販売契約社数（203社回答）

他社で自社商品の委託販売を行う契約旅行業者数は平均16.4社（前回調査16.2社）であった。

(3) 過去1年間に実施した「募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳（654社回答）

9（1）で「実施している」と回答した856社のうち654社の実施した「募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳は、催行回数20回以下が6割を超えるが、平均は101.5回、総取扱数は101 ～ 200人が19.1%で最も多く、平均は3,230.8人であった。

また、大人1人あたりの旅行代金では、7,501 ～ 10,000円が44.6%で最も多く、平均は9,571円となった。

(4) 過去1年間に実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳（526社回答）

9（1）で「実施している」と回答した856社のうち526社の実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳は、催行回数20回以下が約8割を占めるが、平均は48.2回、総取扱数は300人以下が6割を超えるが、平均は979.3人であった。

また、大人1人当たりの旅行代金では、20,001 ～ 30,000円が39.5%で最も多く、平均は57,879円であった。

10. 第3種・地域限定旅行業者に関する質問

(1) 過去1年間での「地域限定の募集型企画旅行」の実施（1,364社回答）

地域限定の募集型企画旅行を「実施している」と回答した会員は145社（10.6%・前回調査：9.9%）であった。

(2) 過去1年間に実施した「地域限定の募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳（106社回答）

10(1)で「実施している」と回答した145社のうち106社が実施した「地域限定の募集型企画旅行」の日帰り旅行の内訳は、催行回数5回以下が約6割を占めるが、平均は28.4回、総取扱数は200人以下が7割を超えるが、平均は549.7人であった。

また、大人1人当たりの旅行代金は、5,000円以下が5割を超え、平均は6,222円となった。

(3) 過去1年間に実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳（47社回答）

前項（1）で「実施している」と回答した145社のうち47社が実施した「募集型企画旅行」の宿泊を伴う旅行の内訳は、催行回数1～2回が6割を超えるが、平均は9.7回、総取扱数は50人以下が約7割を占めるが、平均は142.4人であった。

また、大人1人当たりの旅行代金では、10,001 ～ 20,000円が36.2%で最も多く、平均は26,679円であった。

全旅協保険NEWS

今、注目されています！ サイバー犯罪や情報漏洩への対策

サイバー攻撃や情報漏えいに備えましょう！

全旅協サイバー保険

サイバー保険は中小旅行業者様が備えるべき対策の一つに観光庁が挙げています

こんな事態に陥ったら対応が大変です！保険が貴社を支援します。

- ●メールを開いたらウィルスに感染し、社内システムがロックされた！
- ●車上荒らしや置き引きに遭って旅行者リストを盗られた！
- ●電車や宴席で旅行者リストの入ったカバンを紛失した！

①この保険のメリットは「緊急時サポート総合サービス」です

被害対応は貴社だけでは解決できません。専門家による強力な支援（システム復旧・顧客対応）が保険金で受けられます。

②このほか、弁護士費用や被害者への賠償金等が支払われます

緊急時サポート総合サービス

1.システムの復旧、初動対応
例:システム復旧、原因究明、被害拡大防止

2.広報支援
例:関係機関への報告、謝罪文書、広告

3.コールセンター支援
例:提携会社でセンター立ち上げ、QA作成

そのほか詳しくはパンフレットをご覧ください

補償金額
例:Bタイプ

1.弁護士・訴訟費用や賠償金
支払限度額　3000万円

2.事故対応特別費用
支払限度額　300万円

※左記の総合サービスのコストなど

一般加入に比べ約2割割安

掛金例
Bタイプ
掛金は年間売上高で決まります

年間売上高8000万円未満　⇒16,250円均一
同1億円⇒　40,620円　同1.5億円⇒　60,940円
同2億円⇒　83,480円　同3億円　⇒105,820円

年間売上高で見積もりいたします。お気軽にどうぞ！（毎月20日募集締切）

一般社団法人 全国旅行業協会指定代理店

全旅保険　株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL.03-6272-9704　FAX.03-6272-9714　http://tbstokyo.co.jp/

11. 過去1年間での「受注型企画旅行」の実施（2,774社回答）

過去1年間に受注型企画旅行を「実施した」と回答した会員は、1,727社（62.3%・前回調査：65.1%）であった。

12. 過去1年間での「着地型旅行」（地旅）の実施（2,751社回答）

過去1年間に着地型旅行（地旅）を「実施した」と回答した会員は、904社（32.9%・前回調査：20.5%）であった。

13. 過去1年間での「海外旅行」の取扱いの有無（2,692社回答）

過去1年間に海外旅行を「取り扱った」と回答した会員は1,354社（50.3%・前回調査：48.4%）となり、そのうち「自社商品のみ」が131社、「他社商品代売のみ」が602社、「自社商品及び他社商品代売」が621社であった。

また、海外旅行を「取り扱った」と回答した1,354社の主な送客国・地域は、台湾が最も多く973社、次いでハワイが720社、韓国が696社、タイが579社の順であった。

14. 過去1年間での「訪日旅行」（インバウンド）の取扱い（2,751社回答）

過去1年間に訪日旅行を「取り扱った」と回答した会員は376社（13.7%・前回調査13.2%）、「取り扱っていない」は2,210社（80.3%・前回調査81.5%）、「今後取り扱う予定」が165社（6.0%・前回調査5.3%）であった。

また、主な受入国・地域は、中国が181社と最も多く、次いで台湾が162社、香港が82社の順であった。

栃木県・足利市

あしかがフラワーパーク

関東最大級400万球に彩られた幻想の世界

「日本夜景遺産」「関東三大イルミネーション」認定

全国的に有名な日本一の藤園。栃木県足利市のあしかがフラワーパークでは2017年10月21日（土）～2018年2月4日（日）の期間、園内を400万球のイルミネーションで彩りフラワーファンタジー「光の花の庭」と題してイベントを開催している。今年で16年目を迎え人気を呼んでいる。漆黒の闇に浮かび上がるイルミネーションは非常に美しく幻想的で毎年イルミネーションを楽しみに50万人以上のお客様が押し寄せ賑わっている。高い山肌に浮かび上がる光の壁画レインボーマジックやスノーワールド、池にそびえたつ高さ25mのイルミネーションタワー。グラデーションに彩られ池に浮かび上がるピラミッド。日本一の藤の園らしく電飾で4色の藤の花を再現しさらに、ローズガーデンにも光のバラが音楽に合わせてパノラマに広がります。ここでしか見れない光の花の庭は、見る側にとっては飽きのこない演出が時の経過を忘れてしまうほど美しい。

【11・12月・1月のご案内】

■休園日：12月31日のみ休園　その他営業
■入園料：昼の部　大人300円～600円　小人200円～300円　夜の部　大人900円　小人500円　※花の咲き具合により料金が変動しますのでお問合わせください。
■営業時間：平日　昼の部9時～15時　夜の部15時30分～21時　土日祝　昼の部9時～15時　夜の部15時30分～21時30分（昼の部と夜の部は入替となります）
■交通のご案内：東北自動車道佐野藤岡ICより車で18分　JR両毛線富田駅より徒歩13分
■住所：〒329-4216
栃木県足利市迫間町607
TEL　0284(91)4939
FAX　0284(91)4587
WEB　http://www.ashikaga.co.jp

イルミネーションイメージ

白藤のトンネル

奇蹟の大藤

光のバラ園

全旅協作成 カード型統一外務員証

利用促進キャンペーン（平成30年3月31日まで3年間延長となりました）

1社につき2枚作成まで 500円（1枚あたり）でご提供

標　準
〈ピンク〉

国内管理者向け
〈ライトグレー〉

総合管理者向け
〈ライトブラウン〉

本証は、旅行業法施行規則に定める第10号様式（外務員証様式）に加え、旅行業務取扱管理者資格を表示し、有効期間を定めた外務員証です。
・カードサイズは縦5.5×横8.6cm、クレジットカードと同じサイズです。・このカード外務員証は「旅行業務取扱管理者証」としては使用できません。

全国旅行業協会では、当協会の正会員に所属する外務員を対象に、プラスチック製カードタイプの「統一外務員証」の作成事業を行っており、カード型「統一外務員証」の更なる普及を図るため、平成27～30年度まで3年間延長し、利用促進キャンペーンとして、1社につき2枚までの作成を上限に利用促進価格500円（1枚あたり）にてご提供いたします。

このカード型「統一外務員証」は、券面に当協会「ＡＮＴＡ」のロゴマークが入るとともに、旅行業取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示［標準（未取得）：ピンク、国内資格：ライトグレー、総合資格：ライトブラウン］がなされた外務員証です。

作成をお申込みの際は、申請書を各所属支部までご提出ください。申請書には、必要事項をご記入くださり、同申請書に外務員の顔写真の貼付及び代表者印を捺印のうえ、また、旅行業取扱管理者を取得されている場合は、合格証の写しを添えてお申し込みください。

なお、カード型「統一外務員証」の使用有効期間は、貴社が旅行業登録を更新する有効期間満了日までとなります。

1 発行対象：当協会の正会員に所属する外務員

2 作成費用（会員1社につき）

・2枚作成まで：利用促進価格 1枚あたり 500円（税込）
・3枚作成以降：通常価格 1枚あたり 1,500円（税込）
※ 利用促進価格（500円）でのご提供は、平成22年4月1日から平成30年3月31日までの間に1社につき2枚までの作成を上限としており、3枚目以降の作成は通常価格（1,500円）でのご提供となります。

3 提出書類

申請書に必要事項をご記入のうえ、下記書類を各所属支部までご提出ください。

① 作成申請書（申請書に外務員顔写真を貼付し、代表者印を押したもの）
② 旅行業務取扱管理者試験合格証書の写し（資格取得の場合、申請書に併せホチキス綴）

4 外務員証の有効期間

本証は、貴社が旅行業登録を更新登録する有効期間満了日までご使用が可能です。

次期更新登録日までの残存期間が有効期間となります。更新登録日が近づくほど、使用できる期間が少なくなりますので、申請時期には、十分にご注意ください。

ただし、すでに更新登録の手続きが完了し、行政庁より更新登録が認められている場合は、ご申告に基づき、更新後の有効期間満了日として作成することが可能です。

＜申請書作成上のご注意＞

① 申請書の各項目は漏れなく記入してください。また、旅行業登録に関する項目は、行政庁への旅行業登録どおり正確に記入してください。
② 外務員の顔写真及び代表者印は、鮮明なものをご提出してください。なお、代表者印の押印は、セキュリティ上、実印（登記印）でなく、代表者の役職印（業務印）を推奨します。また、社印での作成はいたしかねます。
③「旅行業務取扱管理者合格証書の写し」が添付なき場合は、標準カードとして取り扱いをさせていただきます。
④ 氏名等の外字に関する取り扱いは、ＪＩＳ第2水準までの文字とさせていただきます。
⑤ 提出書類のご返却はいたしかねますので、必ず控えをお取りください。

［カードの作成期間は約3週間です。］

本件に関するお問合先　一般社団法人 全国旅行業協会 本部事務局　経営調査部 カード外務員証担当　電話 03-6277-8310

カード外務員証の作成申請書は当協会ホームページ（http://www.anta.or.jp）よりダウンロードしてください。※お申込先は、各所属支部になります。

全旅協（ANTA）正会員であることの広報活動について

カード型外務員証の普及促進

当協会では平成21年4月よりプラスチック製によるカード型外務員証を作成しております。

このカード型外務員証は、券面に当協会「ＡＮＴＡ」のロゴマークが入るとともに、旅行業務取扱管理者資格の取得により3種類の色別表示［標準（未取得）：ピンク、国内資格：ライトグレー、総合資格：ライトブラウン］がなされたものとなります。

従来、当協会で作成していた紙の外務員証につきましては、平成25年3月31日をもって配付が終了したことに伴い、現在、紙の外務員証をご利用いただいている場合、使用できる期間は次回の旅行業登録の更新時までとなり、次回の更新登録以降につきましては、カード型外務員証のみとなります。

また、平成22年4月から5年間の期間（平成27年3月末まで）で実施した利用促進キャンペーンを、平成30年3月31日まで3年間延長して実施することとなりました。1社につき2枚目まではキャンペーン価格の500円で作成できます。（3枚目からは通常価格の1,500円）

カード型外務員証の申請書類は、所属する支部事務局あてにご提出ください。

名刺や封筒へのANTA（全国旅行業協会）正会員の表示について

当協会では、指導調査広報委員会において、当協会の正会員であることの消費者への認知度の向上について、具体的な検討を行ってきました。

本委員会及び地方代表者連絡会での協議にて、会員の旅行業者が当協会の正会員であることを名刺や封筒に表示するとともに、協会会員の営業所に会員証ステッカーを貼ることにより、消費者への信用を高めるとともに認知度の向上に努めることとなりました。

会員証ステッカーについては、平成25年のＡＮＴＡ NEWS5・6月号に同封し全会員に発送しましたが、今後、名刺や封筒を作成する際には、下記の記載例を参考に協会名をご活用のほど、よろしくお願いいたします。

当協会ロゴマーク及び名刺、封筒用のロゴマークデータは、会員専用ホームページよりダウンロードできます。是非ご活用ください。

名刺表示例（その1）

株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　ANTA正会員
全　旅　太　郎
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000
E-mail : antaanta@anta.jp
HP : http://www.anta.jp

名刺表示例（その2）

株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　（一社）全国旅行業協会正会員
全　旅　太　郎
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000
E-mail : antaanta@anta.jp
HP : http://www.anta.jp

名刺表示例（その3）

東京都知事登録第○－○○号
株式会社 ANTAトラベル
全　旅　太　郎
一般社団法人 全国旅行業協会正会員
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
TEL.00-0000-000　FAX.00-0000-000
E-mail : antaanta@anta.jp
HP : http://www.anta.jp

ANTA正会員であることの記載をしてください

封筒表示例（その1）

□□□-□□□□
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　（一社）全国旅行業協会正会員
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000

封筒表示例（その2）

□□□-□□□□
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　（一社）全国旅行業協会正会員
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000

封筒表示例（その3）

□□□-□□□□
〒107-0052
東京都港区赤坂4-2-19　赤坂シャスタイーストビル3F
株式会社 ANTAトラベル
東京都知事登録第○－○○号　ANTA正会員
TEL.00-0000-000　FAX. 00-0000-000
"感動と絆に出会う旅を"　一般社団法人 全国旅行業協会

ANTA正会員であることの記載をしてください

2017年シルクロード観光年

観光の宝庫 中国

第十四回：雄大な自然と艶やかな少数民族が暮らす地 貴州省

黄果樹大瀑布

貴州省（きしゅうしょう）の概要

貴州省は、中国の西南地区、雲貴高原の東部に位置する省で、省都は貴陽市です。総面積約18万㎢のうち、殆どが山地と丘陵地帯で、世界でも最もカルスト地形が発達した典型的な地域の一つで、カルスト地形が総面積の73％を占め、多彩で奇異な山峰、奇岩、石林、溪谷、鍾乳洞が点在しています。

また、総人口は約4000万人で、その3分の1をミャオ族を筆頭に、プイ族、トン族、スイ族など17の少数民族が暮らしています。また、貴州省は景色の美しさ、気候の暖かさ、観光資源の多彩さで「中国の観光の宝庫、世界の天然の公園」と呼ばれています。春には黄金色の菜の花が一面に咲きほこり、周囲の山々とのコントラストは実に雄大な眺めです。

貴州省の見どころ

●黄果樹大瀑布（こうかじゅだいばくふ）

黄果樹大瀑布は、省都・貴陽市の南西に位置する安順市から45キロの地点にありアジア最大の滝と言われています。打幇河の源流である白水河の上流にあり、高さは78m、幅101mあり、その落流音は満水期になると数キロ先まで聞こえます。糸状や布状が多い日本の滝を見慣れた目にはその雄大さに圧倒されます。滝の間近まで行くと、落水による水煙が吹き上がり霧雨が辺りを包み込むと滝の上に虹が現れ、滝の威容さと虹の七色の美しさの対比に思わず息を呑むほどです。

●竜宮鍾乳洞（りゅうぐうしょうにゅうどう）

竜宮鍾乳洞は、安順市から27キロ、西秀区の西南部に位置しています。省内に数多くあるカルスト洞窟を代表する鍾乳洞の一つで、5000m続く洞内は大広間のような空洞が前後に5つあり、それが地下暗河によってつながっています。観光客は観覧ボートに乗って鍾乳洞を回ることができます。洞内の様々な形の鍾乳石が、明滅している光に幻想的に浮かび上がり、神秘的な雰囲気を醸し出しています。

●天龍鎮（てんりゅうちん）

天龍鎮は、貴陽から西約80㎞に位置し、600年前の明の時代は村全体が一つの城砦であったところから石造りの堅牢な民家が残されており、明代の服装をした「老漢族」と呼ばれる人々が当時の伝統文化を今も伝えています。ここでは、当時軍隊の士気を高めるとともに勝利を神に祈るために演じられた仮面劇「地劇」を鑑賞することができます。

●上郎徳村（ミャオ族の村）

上郎徳村は、黔東南ミャオ族トン族自治州雷山県に位置し、凱里市から42㎞のところにあり、貴州省の少数民族で最も多いミャオ族が居住する村落です。

貴州省（キシュウショウ）

地 理： 貴州省は、中国の西南、雲貴高原の東北部に位置し、少数民族が全省人口の4分の1を占める。省の各地域では溶岩地形が発達、それによってできた山、川、滝、鍾乳洞から織り成されるカルスト地形は、少数民族風情と共に貴州省の魅力のひとつ。省都は貴陽市。

歴 史： 戦国時代には楚が勢力を延ばし、黔中郡や且蘭郡を設置し、後に秦の黔中郡となった。唐代では黔中道を置き、明代には貴州布政使司となり、清代に貴州省となった。

気 候： 亜熱帯高原気候。年間通して暖かく、冬場に厳冬なし、夏場に猛暑なしと言われる。

日本との時差： マイナス1時間。日本が正午の場合、州都の貴陽市は午前11時。

URL： http://www.gztour.gov.cn/　貴州省旅游局ホームページ（中国語・英語のみ）
http://www.kishu-kanko.com/　貴州省日本観光センターホームページ

村内には石畳の小道が走り、「吊脚楼」と呼ばれる瓦ぶき屋根を持つ高床式の木造民家が密集しています。

ミャオ族の最大の特色はその民族衣装にあります。ミャオ族の女性の衣装は独特の模様と色鮮やかで美しく、身に着ける装身具も牛の角を象徴する大きな銀の角や鳳冠、平らな冠などの髪飾り、銀の錠前と言われる魔除けのペンダントなどの胸飾り、銀の鎖などの首飾り、背や腰の飾りなど様々な銀製の飾り物が全身を飾り、そのきらびやかさは目を見張るものがあります。

●青岩古鎮（せいがんこちん）

青岩古鎮は、貴陽市から南に約30㎞の距離にあり、明・清時代に軍事要衝として栄えたところで、周囲は城壁で囲まれており、村内は石畳の道と石造りの民家や建物が当時の面影を留めています。竜泉寺などの8つの廟、文昌閣などの4つの楼閣、祠堂や書院、牌楼（屋根つきのアーチ形の建物）など様々な伝統的な建築物が点在しています。

●3つの世界遺産

(1)中国南方カルスト地形・荔波（れいは）

荔波樟江国家級風景名勝区は2007年に「南方カルスト地形」世界自然遺産として登録されました。見どころのひとつは、景勝地の「大七孔景区」と「小七孔景区」で、カルスト地形が生み出したエメラルドグリーンの湖が美しいところです。

(2)中国丹霞・赤水（たんか・せきすい）

中国には多くの丹霞地形があります。丹霞とは赤い砂岩の岩盤が浸食された独特の地形のことで、赤水は2010年8月に世界自然遺産に登録されました。

(3)土司（どし）の遺跡群

土司の遺跡群には、貴州省の海龍屯土司城、湖南省の永順老司城、湖北省の唐崖土司城の3カ所が含まれ、2015年に世界文化遺産に登録されました。

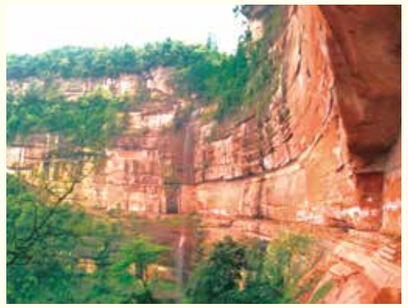

海龍屯土司城は、遵義（じゅんぎ）市内から約15㎞にあり、1257年に建てられ、少数民族のコーラオ族、ミャオ族が多く住む軍事要塞で、関所や城壁、宮殿跡など大きな石を使った遺跡が多く残っています。

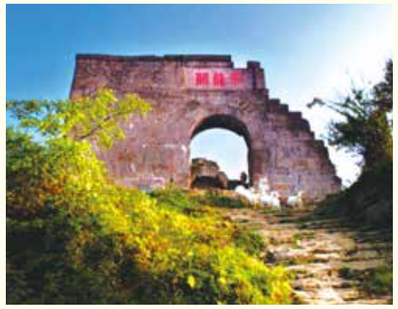

●茅台酒（マオタイ酒）

茅台酒は、貴州省仁懐市茅台鎮で作られている蒸留酒（白酒）で、1915年のサンフランシスコ万国博覧会で金賞を受賞したことなどから「国酒」と称されるようになり、貴州省の特産の一つです。また、日本では1972年に周恩来総理（当時）が国交正常化のため北京を訪れた田中角栄首相（当時）を招待したとき、この酒で乾杯したことで有名なお酒です。

埼玉県支部

平成29年度（一社）全国旅行業協会 埼玉県支部主催 苦情対応勉強会開催

埼玉県支部（浅子和世支部長）主催の苦情対応勉強会が、平成29年9月21日にさいたま市・大宮ラフォーレ清水園会議室にて埼玉県支部会員並びに関東近県の全旅協会員から50名の参加のもと開催されました。

当日は、浅子支部長による開会挨拶に続き、講義が始まりました。

第一部は、山本厚弁護士（一社）全国旅行業協会顧問弁護士）による「そうだったのか！旅行の法律ｖｅｒ２　明日から役立つケース・スタディ」と題しての講義となりました。ｖｅｒ２とあるのは、前回の勉強会に引き続いてのテーマということで、今回の講義は前回触れなかった点等を多く加えた内容となりました。山本弁護士からは、募集型企画旅行と手配旅行での旅行業者の「代理人」としての立ち位置の違いや、消費者保護法や景品表示法、個人情報保護法等が関係する苦情について事例を加えてわかりやすく解説して頂きました。

浅子和世埼玉県支部長

第二部は、中川宜和講師（一社）全国旅行業協会苦情弁済委員会副委員長）による「苦情対応の基本」と題しての講義となり、実際に苦情が発生した場合の対応の流れや留意点、心構え等について、実践する際の注意事項等を含め詳しくご説明いただきました。

質疑応答の前に、（一社）全国旅行業協会本部事務局より新旅行業法の施行に関する説明が行われました。

質疑応答の後、浅子支部長が閉会の挨拶を行い終了となりました。

山本厚弁護士

中川宜和苦情弁済副委員長

羽田空港からの観光・送迎 貸し切りバスをお探しなら

Haneda Airport Liner 羽田空港交通

車庫から羽田空港まで5分　関自旅1第 158号

羽田空港交通株式会社

新運賃制度にも合理的に適用でき、安心して貸切バスをご利用できます。

大型バス60人乗り、大型バス53人乗りサロン、大型バストイレ付サロン、マイクロバススーパーロング用途によってお選びいただけます。

■マイクロ573

■マイクロ432

■企業送迎・学校送迎など定期送迎もお任せください。安全運行・確実な送迎で承ります。

お申込みは　羽田空港交通株式会社

TEL 03-6423-8519　FAX 03-6369-3436

本社：東京都大田区東糀谷3-15-5　車庫：東京都大田区羽田旭町10-1

●東京事業所：東京都江戸川区南葛西6-20-13-102
●神奈川事業所：神奈川県川崎市川崎区東扇島90
●千葉事業所：千葉県木更津市本郷1-11-23
〔ホームページアドレス〕http://haneda-bus.com/
〔メールアドレス〕info@haneda-bus.com

topics "お台場吾妻橋航路"を新設!

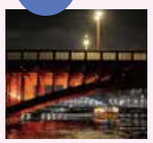

品川駅近くの中金から乗船、お台場・隅田川を上り、浅草・スカイツリーそばの吾妻橋で下船というコースです。逆コースもOK。詳細はお問い合わせ。

注）貸切船のみ。桟橋利用料5000円発生。

東京湾の夜景

椅子・テーブル式の船内

初夏・夏のいろどり、小町プラン

東京都・品川区

"きらめく東京湾の夜景"を

屋形船　中金

季節によって趣きが異なる東京湾を、江戸情緒あふれる屋形船で周遊。お台場やレインボーブリッジ、スカイツリーの夜景など東京を観光するにはぴったりです。隅田川でのお花見や、夏の花火大会はもちろん、オールシーズン各種イベントにもご利用ください。食事は板前がつくる会席料理。2名様から乗船できる乗合船就航、無料送迎バスあり。

〔施設内容〕スカイデッキ付きの大型船2隻。掘ごたつ、椅子テーブルタイプあり。冷暖房・洋式水洗トイレ・通信カラオケ完備。
〔ご予約〕貸切船：15名様～70名様、最大140名様可能）　乗合船：2名様～（出船日に限定あり）出船時間　10時～19時30分　※乗船時間はおおむね2時間半、年中無休
〔お料理〕お刺身の盛り合わせ、江戸前天ぷら船中揚げ（海老、穴子、きす、めごち、いか、季節の野菜）、箸付け、前菜（3種）、煮物、焼物、香の物、椀物、御飯、デザート
※冬期は鍋のサービスあり。※素材は、すべて旬のものです。サイドメニューあり、詳細はHPで。飲み物　生、瓶ビール、日本酒（冷・燗）、焼酎（麦・芋）、サワー類、ワイン、ウィスキー、ソフトドリンクなど
〔料金〕中金グルメプラン10,800円（税込）、小町グルメプラン14,040円（税込）、大名グルメプラン16,200円（税込）、※3プランとも飲み放題つき。松花堂ランチプラン¥7,560円（税込）（ワンドリンクのみ）　※各プランに寿司をつけること可、要相談。
〔送迎バス〕20名様以上の貸切船へのサービスです。当店から15分圏内のホテルは往復します。詳細はお問い合わせください。

■交通のご案内：京浜急行北品川駅下車　徒歩3分
JR品川駅下車　徒歩10分
■住所：〒140-0002
東京都品川区東品川1-1-17
TEL　03（3471）4531
FAX　03（3740）4646
WEB　http://www.nakakin.com/

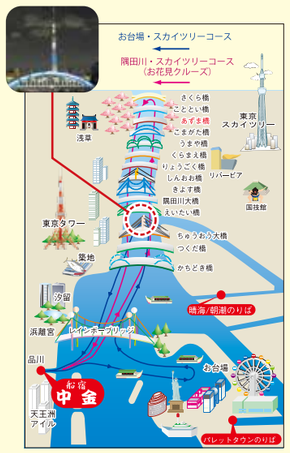

復原された中世のお城

青森県八戸市
昭和16年国史跡指定

日本百名城　史跡根城

見延のしだれ桜

本丸内ー主殿・工房

本丸内ー納屋・奥御殿

大銀杏

根城（ねじょう）は、南北朝時代の南朝方の武将・南部師行が建武元年（1334年）に築城し、以来領地替えにより使われなくなるまでの約300年間、八戸地方の中心でした。

本丸のほか中館、東善寺館など合わせて8つの郭からなる平城で約21万平方メートルの城跡です。

中世から近世にかけて郭全体の復原は全国でも初めての試みとされ、11年間の発掘調査をもとに平成6年オープン。

根城本丸は、城としての機能が最も充実していた安土桃山時代の姿を復原。主殿や工房・納屋・馬屋などの建物が忠実に復原され当時の面影を現代に伝えています。

■開場時間／9:00～17:00（16:30迄入場）
■休場日／月曜日（第一月曜日・祝日除く）、祝日の翌日、年末年始（12月27日～1月4日）
■入館料／大人250円
高大150円
小中学生50円
■場所／八戸市根城字根城47
■アクセス／八戸道八戸ICより車で5分
■お問合せ／史跡根城の広場
電話 0178-41-1726
FAX 0178-41-1756
http://www.hachinohe-cb.jp/nejo/index.html

連載コラム…第4回

Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近

「募集広告の表示方法・表示事項」

服部　豊

（株）JALパックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

旅行商品とは形がなく、募集広告（パンフレット）に書かれたことが期待通り実現し、また、旅が終わったあともいつまでもお客さまの心の中に楽しい思い出として存在し続けてこそ、旅行商品として価値あるものになります。さて、今回は旅行商品そのものである「募集広告」の基本に返り、その**「表示方法」**や最低限表示しなければならない**「表示事項」**について Q&A 方式で述べてみたいと思います。

Q.1 募集広告の「表示方法」とは何ですか？ どんな決まりごとがあるのですか。

A.1

①旅行業法では「企画旅行に参加する旅行者を募集するために広告をするときは、…（中略）…国土交通省令・内閣府令で定める事項を表示してしなければならない。」とあります（法第12条の7）。（注）以下の引用条文も現行（2017年11月1日現在）の旅行業法、契約規則に基づいております。

②募集広告の「表示方法」については、「旅行業者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（以下「契約規則」といいます。）」という名前が付いた、平成24年6月29日発出の「国土交通省令・内閣府令第2号」にて、以下の2つのことが定められています。

ア）企画者以外の者の名称を表示する場合にあっては、文字の大きさ等に留意して、企画者の名称の明確性を確保すること（契約規則第12条第1号）。

⇒　つまり、この旅行は誰が旅行を企画し、実施するのかの「旅行企画・実施業者名」を、お客さまに誤認が生じないよう活字の大きさ等に注意を払って明確に表示して下さい、と定めています。

例えばA社が企画・実施する募集型企画旅行を、他の旅行業者であるB社（B社はA社の受託旅行業者になります。）に代理販売をしてもらう（させる）場合、B社については契約規則上、最低表示事項ではありません。

しかし、敢えてB社という受託旅行業者名を募集広告に表示する（又はさせる）場合には、B社の活字の大きさは、A社の活字と同等以下の大きさの活字を用いることが必要です（平成28年10月31日付観観産第412号、企画旅行に関する広告の表示基準等について、1ー(1)ー②ーア、イ）。

なお、受託旅行業者であるB社を表示した場合で、かつB社の活字がA社よりも大きかった場合には、A社が募集広告の表示基準を守らなかったとして、旅行業法上、A社が処罰の対象になることがありますので、この点注意が必要です（法第31条第10号）。

イ）旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（旅行代金）が、当該企画旅行の出発日により異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること（契約規則第12条第1号）。

⇒　例えば、11月1日から12月20日までの間に出発する場合は、旅行代金は5万円、12月27日から1月3日までの間に出発する場合は7万円と定めたときは、募集広告には、「旅行代金50000～」と最低額のみの表示をすることはできません。必ず「旅行代金5万円～7万円」というように、最高額も併せて表示し、しかも5万円、7万円の文字（数字）の大きさも同じ大きさで表示することが必要です（平成28年10月31日付観観産第412号、企画旅行に関する広告の表示基準等について、1ー(2)）。

以上を踏まえて「旅行企画・実施業者名」と「受託旅行業者名」の表示方法、「旅行代金」の表示方法はそれぞれ下記のとおりとなります。

ア）「旅行企画・実施業者名」と「受託旅行業者名」の表示方法

〈文字の大きさ〉

旅行企画・実施業者名≧受託旅行業者名>（旅行業者代理業者）

旅行企画・実施　東京都知事登録旅行業第2-○○○号
ANTAトラベル株式会社
東京都港区○○○○○○ 1-2-3
電話番号 ○○-○○○ー○○○

受託販売　静岡県知事登録旅行業第3-○○○号
株式会社　△△トラベル
静岡県静岡市○○区○○ 3-4-6
電話番号 ○○-○○○ー○○○

イ）「旅行代金」の表示方法

最低額と最高額の文字の大きさは同じに

旅行代金　**50,000円 ～ 70,000円**

次頁へ

石川県・金沢市　能登の祭りの雰囲気が漂う店内で能登の新鮮な魚介類を楽しむ。

能登キリコ茶屋おっちゃん

兼六園・金沢城から徒歩5分程の所にあり、北陸随一の繁華街片町にあり、最大72名様収容可能。完全個室・半個室あり。

■施設内容：完全個室にて10名～72名様までの各個室がございます。全館最大180名様、北陸の繁華街最大級のお店です。
■コンセプト：能登の夏祭りの雰囲気が漂うゆったりした店内。加賀・能登・北陸日本海で採れた新鮮な食材が毎日入荷。建物は料亭、味は割烹。
■営業時間：17時30分～23時30分（Lo22時30分）
■特典：飲放題にお酒・焼酎・芋焼酎・梅酒が入ります。
■休み：年末年始、日曜、祝日（10名様以上の御予約で営業）
■コース：会席（個々別々にお出し致します）。鍋入りコース（鍋・雑炊・香物はテーブル毎に、その他は別々でお出し致します）。のど黒入りコース、能登牛ステーキコース、スッポンコース、ふぐ尽くしコース、カニコース、鰤しゃぶコースなどのコースを選択し、これに飲み放題が付く。
■備考：料理10品5,000円以上より椅子席選択可能。その他は座布団席でご用意致します。座布団席でのご宴会は常時受け付けております。3,780円7品＋2,160円＝5,940円。※椅子席設定で5,400円10品＋2,160円＝7,560円より椅子席をご用意いたします。
■交通のご案内：東R北陸本線金沢駅東口バス15分　北陸鉄道バス片町停留所徒歩2分
■住所：〒920-4098-1
石川県金沢市片町2-7-15
TEL　076(222)0883
FAX　076(222)1026
WEB　http://www.notokirikochaya.jp
http://r.gnavi.co.jp/r036200/

会席コース（6,480円コース）

鰤しゃぶコース松竹梅

カニコース

ふぐ尽くしコース松竹梅

大宴会場

安全・安心でより快適に、
旅するよろこびを、一人でも多くの方へ
多彩な車両ラインナップで皆様のご利用をお待ちしています。

西日本JRバスサービス

ハイデッカー観光バス49人乗り（内補助席9席）

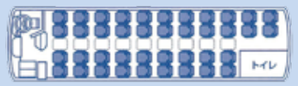

主な装備品　トイレ　テレビ　DVD/CD　冷蔵庫　湯沸器
フリーWi-Fi利用可能な車両もあります。

小型観光バス23人乗り
（内補助席7席・車椅子2席を含む）

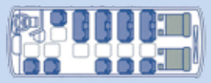

主な装備品　テレビ　DVD/CD
車椅子対応福祉車両

スーパーハイデッカー観光バス53人乗り（内補助席8席）

主な装備品　テレビ　DVD/CD　カラオケ　冷蔵庫　湯沸器　FreeWi-Fi

ハイデッカー中型観光バス27人乗り

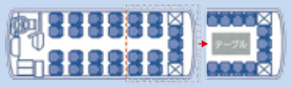

主な装備品　サロン　テレビ　DVD/CD　冷蔵庫　湯沸器　FreeWi-Fi　USB電源　カラオケ

お問合せ
西日本ジェイアールバスサービス株式会社
〒554-0033　大阪市此花区北港 1-3-23
TEL：06-6485-7700

ホームページアドレス
http://www.wjbs.co.jp/

主要旅行業者の旅行取扱状況速報
（平成29年4・5月分）

■平成29年4月分

【海外旅行】
総取扱額で対前年同月比100.2%となった。欧州は復調傾向となったが、4月のゴールデンウィークの日並びが悪かったため前年比が伸びず、取扱額は前年同月とほぼ同じであった。

【外国人旅行】
総取扱額で対前年同月比108.0%となった。韓国からの訪日客が好調であり、また前年3月末であったイースター休暇が今年は4月となったため取扱額が前年同月を上回った。

【国内旅行】
総取扱額で対前年同月比100.6%となった。熊本地震等の影響により取扱額が落ち込んだことの反動増加があったが、北海道・沖縄方面が低調であったため、取扱額は前年同月とほぼ同じであった。

■平成29年5月分

【海外旅行】
総取扱額で対前年同月比112.7%となった。ゴールデンウィークのハワイ・ミクロネシアが好調であり、また欧州が復調傾向となり、取扱額が前年同月を上回った。

【外国人旅行】
総取扱額で対前年同月比119.2%となった。
韓国からの訪日客が好調であり、取扱額が前年同月を上回った。

【国内旅行】
総取扱額で対前年同月比107.5%となった。ゴールデンウィークの日並びにより、中部や中国・四国、特に沖縄が好調であり、取扱額が前年同月を上回った。

【旅行会社からの聞き取り】

山形県・酒田市

東北のソウルフード「オランダせんべい」

オランダせんべいFACTORY

「オランダせんべい」は、山形県庄内産のうるち米を極薄に焼き上げた、元祖うす焼せんべいで、東北のソウルフードとして長い間、愛されています。その米文化を次の世代に伝えるため、本社最上川工場を一般公開。日本一長い生産ラインを見学できるほか、お米とせんべいについての歴史や、お子さまにも楽しめるトリックワールドなどお楽しみが盛りだくさん。

〔営業時間〕 9時～16時　年中無休（臨時休業あり）
〔料金〕 一般300円　中学生200円　小学生以下および65歳以上　無料　※団体割引有り
〔駐車場〕 普通車40台　大型バス10台
■交通のご案内：JR酒田駅から車で10分　日本海東北自動車道　酒田ICから車で約5分
■住所：〒998-0832
山形県酒田市両羽町2-24
TEL　0234(25)0017
FAX　0234(24)5239
WEB　http://www.sakatabeika.co.jp

お土産コーナー

工場内

オランダせんべい

ゆったりしたサロンで感動の旅をお手伝い！
栃木県、埼玉県、、群馬県、東京都エリアでのバスのご用命はお任せください。

この度、貸切バス事業者安全性評価認定制度において認定されました。これからもお客様に安全・安心の旅をお届けします。

お問い合わせ・お申込みは
いい旅、ふたたび
富士観光バス株式会社
〒328-0124　栃木県栃木市野中町464-1
TEL 0282-23-3113
FAX 0282-22-6110
富士観光バス　検索

前頁より

Q.2 募集広告の「表示事項」では何を記載しなければならないのですか。

A.2
募集広告の「表示事項」は、最低限、右に掲げた計12の事項を表示しなければなりません。
なお、右の12の表示事項の内訳ですが、右❶から❾までの9事項については「契約規則第13条各号」にて、右❿⓫の2事項については、「ANTA旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）にて、更に、右⓬の「貸切バス会社名」については、平成28年10月31日付観観産第412号「企画旅行に関する広告の表示基準等について（通達）」「募集広告の表示事項」にて、それぞれが定められています。（なお、カイドライン及び通達は、会員専用ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。）

Q.3 平成28年10月の観光庁の通達で、募集広告に「貸切バス会社名」の表示が義務付けられましたがそれはなぜですか？また、実際どのように表示すればよいのですか。

A.3
契約規則第13条3号において「募集広告への表示事項」の1つに「運送の内容に関する事項」があります。そして、これに呼応する通達「企画旅行に関する広告の表示基準等について」において、「貸切バス」を「日本国内」で利用する場合には、募集広告の中に、当該「貸切バス会社名」を表示しなければならないと定められたからです。
なお、利用貸切バス会社が、1つに特定されないときは、「A社、B社又はC社」または、「A社及び同等程度」のような限定的な記載方法により複数列記しなければならないことになりました（平成28年10月31日付観観産第412号「企画旅行に関する広告の表示基準等について、2-(3)-②」）。

Q.4 A.2の記載例について実際の募集広告の例を示して説明いただけますか。

A.4
以下の事例を参考にして、広告表示の内容を再度確認願います。これらを踏まえた募集広告の記載事項は、次のとおりとなります。

募集広告の表示事項

❶企画旅行を実施する旅行業者（以下「企画者」という。）の氏名又は名称
❷企画者の住所並びに登録番号
❸旅行の目的地及び出発日その他の日程
❹旅行者が旅行業者等に支払うべき対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容
❺旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
❻旅程管理業務を行う者の同行の有無
❼企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
❽旅行に関するサービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあっては、当該運送サービスの内容を勘案して、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報
❾旅行業法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨（契約規則第3条第1号「取引条件説明事項」に規定する事項を表示して広告する場合を除く。）
❿企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあっては、その旨
⓫加入旅行業協会名（加入会社のみ）
⓬貸切バス会社名

今回は「募集広告」の記載事項、作成例について説明いたしました。次回は「説明・契約書面」について説明します。

【募集広告の作成例】 ※❶～⓬は A.2 の記載事項

❸ 世界文化遺産 中尊寺と十和田・角館・松島 3日間

❺旅行代金：**68,800円～77,800円**

❸出発日：9月⑩・11・15・17・⑲・22・24・28・30日
10月1～5・⑥・7～9・(11)・(12)日
（無印は68,800円・○印は72,800円・□印は73,800円・( )印は77,800円）

❸日　程：①羽田✈青森＝奥入瀬渓流散策＝休屋～（十和田湖遊覧）～休屋＝十和田湖畔（泊）
②十和田湖畔＝八幡平山頂＝田沢湖＝角館＝つなぎ温泉（泊）
③つなぎ温泉＝中尊寺＝松島～（松島遊覧）～塩釜＝仙台ー東京
【✈：航空機　＝：貸切バス　～：遊覧船　ー：新幹線】

❹航空会社：日本航空又は全日空
宿泊：十和田湖畔：○×旅館又は同等クラス、つなぎ温泉：△△旅館
食事：朝食2回・昼食3回・夕食2回
⓬貸切バス会社：○○○観光バス又は▲▲▲▲自動車
❻添乗員：添乗員が同行します。
❼最少催行人員：○名
❾詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

❶❷旅行企画・実施：東京都知事登録旅行業第2-○○号
○○観光株式会社
東京都中央区京橋……
電話番号　03-○○○ー○○○
⓫（一社）全国旅行業協会正会員

❿受託販売：東京都知事登録旅行業第3-□□号
□□トラベル㈱
東京都港区虎ノ門……
電話番号　03-○○○ー○○○

第44回 COLUMN 添乗からのメッセージ

庄司 正昭
（しょうじ まさあき）

国士舘大学 21世紀アジア学部教員。旅行業者・添乗員派遣会社等に勤務。添乗回数は海外国内を合わせ400回を超える。

ディープな下田、紀伊半島 ― 気になる観光資源⑥ ―

静岡県の伊豆半島にある下田は、幕末の開国の舞台として知られていますが、まちなかに明治、大正、昭和、平成と時代ごとの建物が混在し、港町情緒を現代に伝えてくれます。

今回は添乗員のみで案内することもある伊豆下田と紀伊半島のディープな観光地に焦点を当ててみます。

下田

●下田30 Colors Project

「下田30 Colors Project」とは、伊豆下田の魅力を伝えるために活動しているプロジェクトチームです。

その代表として知られるのが様々な観光ニーズに対応した作成物の「下田30 カラーズ リーフレット」です。

これは下田通がお勧めするスポットを30のジャンルに分けた色別のカラフルなリーフレットのことで、ホテルのロビー等にあり、自分の好きなジャンルをチョイスすることができるものです。

下田30 カラーズ リーフレット

リーフレットには「まちなかレトロ散策」、「2時間でまちなか史跡めぐり」、「吉田松陰先生・幕末開国の歴史」など歴史に関するものから、「日本一の金目鯛を食べたい」、「雨の日観光施設・雨でも遊びた〜い」など様々な分野が掲載されており、自分の好みの下田を見つけ出すことができます。

このリーフレットは、ツアーのお客様に下田のご案内をするときに、大変役に立ちます。

●下田の見どころ

①上原近代美術館

近年、団体ツアーでも訪れるようになった上原近代美術館は、大正製薬株式会社 名誉会長だった上原昭二氏が収集した美術品をもとに2000年春に開館しました。

上原近代美術館

セザンヌ、ルノアール、マティス、ピカソなどの西洋近代絵画がコレクションの中核を占め、他に日本の絵画など多彩なコレクションの中からテーマを変えて展示されています。

そのほか、世界の有名な画家の作品をゆったりと楽しめるほか、鑑賞後に一息つきたいときは、窓外に四季折々の自然が広がるラウンジが旅の疲れを癒してくれます。ラウンジは洗練されたとても美しい空間で、都会の美術館では決して味わうことのできない自分だけの癒しを感じることができます。

上原近代美術館 ラウンジ

また、注目したいポイントはバス駐車場から美術館にいたる階段です。左側に近代的な階段、右側には苔むした古い石段が残され、それだけでもしっとりとした風情ある景色になっています。

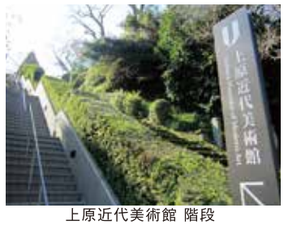
上原近代美術館 階段

②下田洗い観音

上原近代美術館の近くに観音様が祀られています。「下田洗い観音」と呼ばれるこの観音様は、体の悪い部分を綺麗に洗い清めると良くなるとされ、医者でも治らなかった難病も治ったとも言い伝えられており、大勢の人々から熱い信仰を得ています。

下田洗い観音

龍宮窟

龍宮窟 天窓

③龍宮窟

かつて「下田30 カラーズプロジェクト」により、「龍宮窟で愛を叫ぼう」というツアーを実施したところ沢山の男女が集まった人気のパワースポットです。

海底火山の地層や、波、風の侵食により造り出された龍宮窟内部の地形がハート形をしています。

また、洞窟の天井が崩落したことで出現した天窓もハート形をしています。

次頁へ

東京観光はもちろん、バスツアーなら
"安心"と"感動"を 笑顔にのせて…。
はとバス
大好評運行中!!
コースのご予約は TEL.03-3761-1100
団体でのご利用は TEL.03-5777-0695
ホームページからの予約も受付中!
https://www.hatobus.co.jp/
http://facebook.com/hatobus
http://twitter.com/HATOBUS_JP
株式会社はとバス 東京都知事登録旅行業第2-2379号 〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1
'O Sola mio（オー・ソラ・ミオ）
2階建てオープンバス
2階建てバスの屋根部分を切り取った【'O Sola mio（オー・ソラ・ミオ）】が大好評運行中！！
車高3.8メートルから見る360度の景色は開放感があり、風や木々の色づきなど季節を肌で感じることができます。新しい東京がきっと見えてくる旅です！！
英語 中国語 韓国語 スペイン語 タイ語 フランス語 インドネシア語 ベトナム語
GPS 8ヶ国語自動ガイドシステム "TOMODACHI"（ともだち）
【オー・ソラ・ミオ】にはGPSによりバスの走行に合わせたリアルタイムな音声ガイド【TOMODACHI】で海外のお客さまにも東京観光をお楽しみいただけます。

千葉県・船橋市

東京ディズニーランドに最も近い温泉宿

旅館玉川

東京ディズニーランドをはじめ、幕張メッセ、葛西水族館等、観る聞く体験スポット盛りだくさん。

外観

檜の香り漂うお風呂

お料理一例

［お部屋］ ゆったりとした間取りと落ち着いた色調の客室には寛いだ雰囲気と快適なやすらぎが溢れています。

［お風呂］ ほんのりと漂う檜の香りが日々の疲れを癒してくれます。

●チェックイン／15時 チェックアウト／10時

［お料理］ 旬ならではの最高の素材を美しく、当館自慢のおもてなし料理。

●食事処 夕食／御会食場 朝食／御会食場

■料金 1泊2食、サ・税込（大人1名）

	平日・休日	休前日
1室5名	9,450	10,500
1室4名	10,500	10,500
1室3名	10,500	11,550
1室2名	11,550	12,600

※小学生は大人料金の70%、幼児は50%
※［特］12/30〜1/3、5/3〜5/5、8/14〜8/16
※1室利用人数2名〜5名
※木造1933年築
※総客室数30室

■交通のご案内：JR総武線船橋駅南口10分／京葉高速船橋出口より5分

■住所：〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-25
TEL 047（431）3234
FAX 047（437）1343

京都府・南丹市

天然温泉やBBQ。京の自然を全身で満喫。

ひよしフォレストリゾート 山の家

京都市内から約1時間の森のリゾート。目の前にサワガニがとれる小川が流れるコテージや、天然温泉を完備した本館施設のほか、雨でも楽しめるバーベキューハウス完備で、日帰りバーベキューも楽しめます。夜には満天の星空を眺め、京の自然を心ゆくまで楽しめる「ひよしフォレストリゾート 山の家」。豊かな自然の中で採れる新鮮な地元食材をふんだんに使った料理もご堪能いただけます。

プレミアムコテージ

目の前の小川にはサワガニも

手軽に本格バーベキュー

［施設］天然温泉、本館、コテージ、プレミアムコテージ、森のバーベキュー場、多目的広場、駐車場

●チェックイン／15時〜 チェックアウト／10時

■宿泊料金：コテージ1泊素泊まり15000円〜／1棟（1LDK4名様）
本館1泊素泊まり4000円〜／1名（4名様）
＊詳しくはお問い合わせください。

■交通のご案内：JR山陰線 日吉駅より車で14分 送迎有（要予約）。京都縦貫道 園部ICから車で28分。

■住所：〒629-0331 京都府南丹市日吉町生畑ツノ元下16
TEL 0771（72）3535
FAX 0771（72）2535
WEB http://yamano-ie.jp

大阪府・大阪市

行楽弁当からこだわりの京風弁当「おばんさい」まで

手作り料理 れんが亭

仕出し弁当をはじめお花見などの行楽弁当、会議用のお弁当、運動会、などスポーツ祭の行事用のお弁当、法事、法要など慶弔用の会席のお弁当も賜ります。また、当店のこだわり弁当として四季折々の旬の食材を使った女性に人気の京風弁当「おばんさい」シリーズも好評です。

おばんざい金器御飯 2,000円

おばんさい山科 1,260円

松花堂幕の内 840円

［お弁当の種類］ 行楽用弁当（4種）、おばんさい（5種）、日替わり幕の内（7種）、イベント・会議・会席弁当（5種）、ロケ弁当（3種）、会席弁当（5種）、れんが亭オリジナル弁当（4種）、洋風オードブルも承ります。※季節により内容等が変わる場合もございますのでお問合せください。

■営業時間：8時〜16時 ■定休日：年中無休

■住所：〒556-0022 大阪府大阪市浪速区桜川3-5-6
フリーダイヤル 0120（377）668
TEL 06（6561）7766
FAX 06（6561）7766
WEB http://www.bentou.jp

前頁より

伊豆シャボテン動物公園のカピバラ

なお、下田の近くには「伊豆シャボテン動物公園」があり、有名な「温泉に入るカピバラ」を見ることができます。冬至の時期には必ずと言ってよいほどテレビ、新聞等で話題になる人気ものです。

カピバラがお湯に入る時間は、11時、13時、15時の1日3回が基本ですので、添乗員はこの時間に合わせてツアーを管理する必要があります。

また、ここは車椅子の準備や階段を避けたモデルコースもあり、体の不自由な方のためにトイレも設置されています。食堂街各店舗は車椅子のまま利用できるようになっていて、足の弱った方でも楽しんでいただける造りになっています。

続いて、ディープな紀伊半島の見どころを見ていきましょう。

紀伊半島

●紀伊半島の見どころ

①谷瀬の吊り橋

奈良県にある「日本一大きな村・日本一長い路線バスが走る村」と呼ばれる十津川村にあるこの吊り橋は、長さ297メートル、高さ54メートルを誇り、鉄線（ワイヤー）橋としては日本一の長さとされている吊り橋です。眼下の十津川の流れと揺れる吊り橋が空中散歩のよう…と人気があります。

昭和29年（1954年）にもともと生活の為にかけられたこの吊り橋は、添乗員の間では「谷瀬」の読み方が「たにぜ」なのか「たにせ」なのかが話題にのぼります。吊り橋の入り口には「たにぜ」とありますが、英語の案内板には「TANISE」とあります。村人にどちらが正しいか確認したところ「どっちでもいいんです」と言って大笑いされたことがあります。このおおらかさがこの吊り橋の最大の魅力なのかもしれません。

谷瀬の吊り橋

谷瀬の吊り橋・入り口

②花窟神社（はなのいわや神社）

花窟神社

三重県熊野市にあるこの神社は日本書紀にも記され、「日本最古の神社」とも伝えられています。

2004年に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として登録されていますが、あまり有名ではありません。他の世界遺産神社のように人が多すぎることもなく静かにゆっくり参拝することができます。

③高野山・町石道（ちょういしみち）

高野山 奥之院

NHKの人気旅番組「ブラタモリ」でも紹介された参道です。

通常のツアーでは訪れない高野山・町石道は、慈尊院（九度山町・世界遺産に登録）から大門を経て高野山奥之院に至る約24キロメートルの参道です。

みちしるべとして1町（約109メートル）ごとに町石と呼ばれる五輪卒塔婆型（ごりんそとばがた）の石柱が建てられています。

高野山は小さな盆地になっており、道端のお地蔵さん、六本杉、二ッ鳥居などを見ながらハイキング気分で徒歩移動することができます。効率よく巡りたい場合はスポットごとにバス、タクシーを使うと便利です。

伊豆下田、そして紀伊半島に共通するのは海と人の生活が息づく、どこか懐かしさを感じさせる里山です。都会に住んでいると失いがちになるものに、解き放たれた感覚、縛られない自由な感覚があります。海と里山で過ごす時間は、非日常で、その体験は失われた感覚を思い出させ、日常の日々に小さな幸せを見つけ出すことに繋がっていく…このことが下田、そして紀伊半島を何度も訪れたいと私達に思わせるものなのかもしれません。

島根県・松江市

海鮮料理が人気の地元でも評判の繁盛店!!

海鮮問屋　博多

巨大かに看板が目印。一年中かに料理が味わえると地元でも絶大な人気を誇る「海鮮問屋 博多」。かに料理・海鮮料理を中心にお肉料理や旬の食材を使った季節料理などメニューもバラエティ豊か。名物ランチ〝お昼まま〟は美味しさと驚きのボリュームが好評です。店内は座敷個室が中心となっておりゆっくりとお料理を楽しめます。

「ランチ」（※4月～10月 ズワイガニ、11月～3月 松葉かに）
お昼まま（かに・鯛・うにより選べます）1、680円
かに一杯付お昼まま（かに・鯛・うに）3、300円
「コース」
おまかせまな板盛りフルコース　4、000円～
かにづくし　6、800円
かにフルコース　7、800円
■席数：個室2～80名様。200名様収容。
■営業時間：11時30分～14時　17時～23時
■大型バスOK
■交通のご案内：JR松江駅から300m（徒歩約8分）
■住所：〒690-0006
島根県松江市伊勢宮町517
TEL　0852(28)7000
FAX　0852(28)7100
WEB　http://www.hakata-jp.com

豪快!まな板盛り

かにづくし　6800円
※写真はイメージです。※写真は四人前です。

かにフルコース　7800円
※写真はイメージです。※写真は四人前です。

外観（幅6メートルの巨大かに看板が目印）

かに一杯付お昼まま

熊本県・黒川温泉

日常を離れ、四季折々の自然と温泉の寛ぎを味わう癒しの宿

湯峡の響き　優彩

筑後川の源流沿いに建つ和風旅館。四季折々に変化する大自然の中でどこにもないとびっきりの湯絵巻をお楽しみ下さい。

［お部屋］　和室が中心ですが和洋室、露天風呂付特別室の他、超人気の別館「灯小路」につづき、本館「灯小路」がオープンいたしました。
●チェックイン／15時　チェックアウト／10時
和30／洋2／和洋21／その他2
［お料理］　山の素材中心の和食の創作会席。
●食事処　夕・朝食／部屋または食事処
［その他特色］　黒川温泉の趣向をこらした露天風呂めぐり入湯手形が好評です。

■料金　1泊2食、サ・税込（大人1名）

	平日・休日	休前日
1室5名	16,950円	17,950円
1室4名	16,950円	17,950円
1室3名	16,950円	17,950円
1室2名	19,050円	20,050円

※小学生は大人料金 50%、
※［特］12/31～1/3
※1室利用人数2名～5名

■交通のご案内：大分自動車道日田ICより50km
豊肥線　阿蘇駅よりバスで50分
■住所：〒869-2402
熊本県阿蘇郡南小国町満願寺北黒川6554
TEL　0967（44）0111
FAX　0967（44）0115
WEB　http://www.yusai.com/

外観

渓流の湯

灯小路へのアプローチ

本館和室

「竹林の湯」大浴場

兵庫県・神戸市

神戸牛を扱って百三十余年！

神戸ステーキレストラン モーリヤ三宮店

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすすめです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。

［お料理］コース料理（税別）
ランチコース　3、700円～15、800円
ディナーコース　5、500円～16、400円
［施設内容］　座席40席
［営業時間］　ランチ　11時～15時
ディナー　15時～22時（21時LO）
■交通のご案内：JR三ノ宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分
■住所：〒650-0012
兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-9 第一岸ビル3F
TEL　078(321)1990
FAX　078(321)1995
WEB　http://www.mouriya.co.jp

モーリヤ厳選牛ステーキ

菊の紋章が神戸牛の証

最大40名様までご利用可

平成29年8月・9月 正会員退会者

● 平成29年8月分

登録番号	名称	代表者
北海道 2-606	㈱コア・エージェンシー・ニセコ	佐藤　豊
宮城県 2-109	㈱仙台トラベル	濱田　保
東京都 3-6599	㈱青和観光トラベル	青木　茂
愛知県 3-1363	㈱ゼットン	稲本　健一
三重県 3-324	㈱みやま	三山　悦史
京都府 3-559	KOKUSAI	岡本　晴信
大阪府 2-2666	SUN・トラップ㈱	池添　達也
奈良県 3-195	㈱地域活性局	藤丸　正明
和歌山県 3-208	オレンジ観光	田下　佳宏
沖縄県 3-103	㈱沖縄総合旅行	源河　浩次

● 平成29年9月分

登録番号	名称	代表者
北海道 2-236	㈱テーオー小笠原	小笠原康正
宮城県 3-306	㈲あいツーリスト	伊藤　節子
埼玉県 3-746	㈲アリフ	郷　和豊
千葉県 3-783	㈱AIT	伊藤　茂博
千葉県 2-962	東京導遊㈱	谷野　健
長野県 3-442	マツカワ観光バス㈱	大塩　敏広
大阪府 3-1326	コスモ観光サービス㈱	小西　昭
兵庫県 2-575	㈱TASAKI	田島　寿一
兵庫県 3-618	㈲東条観光バス	服部　功

熊本県・天草市

南蛮文化漂うサンセットリゾート

天草下田温泉 望洋閣

キリシタンを中心とした、ポルトガルの南蛮文化が栄えた天草。館内にはポルトガルの伝統工芸「アズレージョ（装飾タイル）」やステンドグラスなどが飾られ、南蛮文化の息づかいを今に伝えています。

また、西海岸に面したオーシャンビューの宿から眺める、東シナ海に沈む夕陽は絶景です。開放感あふれる絶景のパノラマ空間で、優雅に天草の新鮮な海の幸もおたのしみいただけます。

天然露天風呂

プール

外観

開放感あふれるレストラン「HORIZONTE ホリゾンテ」

和室

［お部屋］　客室に居ながらにして雄大な東支那海の眺望が楽しめる寛ぎの空間。和室からメゾネットまで各タイプを取り揃え。
●チェックイン／15時　チェックアウト／10時
和48／洋6／和・洋3／その他5
［お料理］　伊勢エビからアワビまで、天草の豊かな海の幸をご堪能ください。
●食事処　夕食／御宴会場　朝食／レストラン
［その他特色］　天然温泉100％かけ流し、露天風呂からローマ風大浴場までお楽しみいただけます。夏場はプールを開放。夕暮れ時のビーチサイトは幻想的な空間になります。
■料金：1泊2食・サ・税抜（大人1名）
スタンダードプラン12,000円～各種取り揃え
■交通のご案内：空港より車で40分（送迎有り）
九州道松橋ICより本経由渡経由約120分
■住所：〒863-2803
熊本県天草市天草町下田北1201
TEL　0969(42)3111
FAX　0969(42)3932
WEB　http://www.boyokaku.co.jp/

平成29年8月・9月 正会員入会者

● 平成29年8月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H29.07.28 H29.08.01	北海道 3-721	アミーケ・インターナショナル㈱	伊藤　浩樹
H29.08.21 H29.08.23	北海道 3-722	㈱ジオ	小川浩一郎
H29.08.22 H29.08.24	北海道 3-723	（一社）岩見沢市観光協会	仁志　正樹
H29.08.22 H29.08.31	北海道 2-724	共栄運輸㈱	藤田　正廣
H29.08.22 H29.08.31	北海道 3-725	（一社）函館国際観光コンベンション協会	渡邊　兼一
H29.07.31 H29.08.07	群馬県 3-502	Gn観光	難波　吉紀
H29.08.08 H29.08.18	群馬県 2-503	㈱あおば交通	加藤　敏雄
H29.08.03 H29.08.10	千葉県 3-971	㈱オアシス興業	中原　行盛
H29.08.10 H29.08.17	東京都 2-7415	㈱マジオネット	松本　義孝
H29.08.17 H29.08.21	東京都 3-7417	㈱ノーブル	久保園京香
H29.08.17 H29.08.21	東京都 3-7418	グランスポーツ㈱	小林　壽之
H29.08.17 H29.08.18	東京都 2-7419	㈱エンタープライズ	左　景子
H29.08.17 H29.08.18	東京都 3-7420	㈱くら商事	藏　美恵
H29.08.24 H29.08.28	東京都 3-7422	ヘキシンジャパン㈱	陳　新力
H29.08.24 H29.08.28	東京都 3-7423	サイバーヘルスコンサルティング㈱	姚　凌云
H29.08.24 H29.08.24	東京都 3-7424	㈱Xプラス	野竹誠一郎
H29.08.09 H29.08.15	神奈川県 3-1097	㈱アイ・ムーブ・ワールド	竹河内希昭
H29.08.09 H29.08.16	神奈川県 3-1098	（合同）食と文化の旅	塩見　博志
H29.07.25 H29.08.07	長野県 3-596	㈱中棚温泉	富岡　正樹
H29.08.08 H29.08.09	静岡県 2-657	アオキトランス㈱	遠藤　修
H29.08.01 H29.08.07	三重県 3-370	㈱ミヤマトータルイノベーション	三山　悦史
H29.08.01 H29.08.01	兵庫県 2-743	㈱TASAKI	田島　寿一
H29.08.03 H29.08.17	兵庫県 2-745	㈱T.T.C	上森　三郎
H29.07.18 H29.08.08	岡山県 3-392	㈱FUTABA.	頼正　修子
H29.07.20 H29.08.02	高知県 2-126	（一社）宿毛市観光協会	秋澤　誠
H29.08.21 H29.08.24	鹿児島県 3-257	（合同）長島観光社	垂門　修摩
H29.08.14 H29.08.24	沖縄県 3-393	㈱結トラベル	辛　正民
H29.07.31 H05.10.14	秋田県 2-143※	㈱TPN	髙井　悦治
H29.07.18 H26.01.30	岡山県 3-390※	鏡野観光㈲	野井　隆博

● 平成29年9月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
H29.09.12 H29.09.15	北海道 3-728	㈱楽途トラベル	鄧　淋匀
H29.08.28 H29.09.04	千葉県 3-973	㈱東方国際観光開発	加瀬　利和
H29.09.07 H29.09.11	東京都 3-7430	㈱TJTコーポレーション	円能寺朋子
H29.09.14 H29.09.14	東京都 3-7431	日本ビジネスライン㈱	島田　謙三
H29.09.28 H29.09.28	東京都 3-7440	㈱リンクス	助川　良幸
H29.09.12 H29.09.14	神奈川県 2-1100	㈱旅コレクション	曹　佳代子
H29.09.26 H29.09.28	佐賀県 3-76	東和商事㈱	石隈　孝
H29.09.26 H29.09.27	佐賀県 3-77	伊万里交通㈱	池田　順二
H29.09.26 H29.09.27	佐賀県 2-78	宗政酒造㈱	宗政　寛

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を示す。「名称」の（一社）は一般社団法人、（合同）は合同会社の略称を示す。

正会員 入会条件変更のご案内

入会条件が
保証金（20万円～）＋ 連帯保証人（原則代表者1名）
となります。

新制度入会条件概要（2017年9月1日以降申込から適用）

現在、1名もしくは2名必要としておりました連帯保証人を原則代表者1名に変更させていただきます。
（個人事業主の場合は、代表者以外の者1名）
併せて、ご入会申込時の条件に基づき設定をしておりました月額の発券限度額につきましても、
保証金の10倍に統一させていただきます。

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
現　行	開業から1年以上	5万円	20万円～200万円 (月額発券額に応じて設定)	100万円～ 2,000万円	1～2名要	券面金額の 0.4%
変更後	開業から1年以上	5万円	20万円～300万円	保証金×10倍	原則代表者 1名	券面金額の 0.4%

■加盟受入施設への100%保証を実施している為、ご入会には審査をさせていただいております。（約1ヶ月半程度）
■連帯保証人なしの設定も可能です。その場合、銀行保証（保証金20万円）または保証金のみを預託していただき、
　月次発券限度額は、銀行保証取付額または預託する保証金の1/2相当額となり、発券保証料はいただきません。
■入会から1年間は、保証金200万円／月次発券限度額2,000万円が上限となります。（準会員からの移行は除く）
■月次発券限度額を超える発券はできませんのでご了承ください。
■入会後に月次発券限度額引上げをご希望の場合は、保証金の変更により月次発券限度額の引上げが可能です。
■準会員制度については、変更はございません。

	入会条件	入会金	預託保証金	月次発券限度額	連帯保証人	発券保証料
準会員	開業から1年未満可	5万円	不　要	100万円（固定）	原則代表者 1名	券面金額の 1.98%

全旅クーポン会にご入会いただきますと、
（株）日本旅行販売予約システム【αLINE】の商品が
全旅クーポンで精算可能です!!

保証金 不　要

精算 月1回（後払い）

ノルマ なし

クーポン会員様と（株）日本旅行様との提携契約を全旅が代理して締結致します。
（株）日本旅行様への保証金が不要、ノルマもありません。
（株）日本旅行様へのお支払は全旅クーポンで行いますので、精算は月1回です。（毎月20締め／翌月20日払い）

全旅クーポン会員特別料金でご利用可能

通常は、
初期導入費：1台目　10,000円（税別）
　　2台目～　5,000円（税別）
利用料：年間 60,000円（税別）

全旅クーポン会員特別料金
初期導入費：1台につき5,000円（税別）

利用料：年間 24,000円（税別）

【お問い合わせ先】
株式会社 全 旅　クーポン事業部　TEL 03-5250-2088　FAX 03-5250-2085
E-MAIL coupon@zenryo.co.jp

全旅クーポン会
加盟受入施設が続々と増えています！

全国約11,000軒の受入施設へご送客できます

全旅クーポンは、加盟受入施設への100%全額保証の信頼性をバックに、全国約6,300軒の加盟受入施設にご送客できます。（未加盟施設を合わせると約11,000軒へご送客可能）

東京ディズニーリゾート、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン、ハウステンボス、東京スカイツリー、あべのハルカス、東京タワー等、有名観光施設、ルートインホテルズ、ドーミーイン等、チェーン展開の宿泊施設へもご送客できます。
全旅クーポンは WEB上のシステム【ANTA-NET（ｱﾝﾀ･ﾈｯﾄ）】からの発券です。簡単な操作で見栄えも良く、煩わしい発券報告も不要です。
◆東京ディズニーリゾート、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンについては、
　それぞれ先方のシステムと直接接続していますので、予約から発券までワンストップで可能です。

8月・9月だけでも、これだけの受入施設が加盟しています！

No.	区分	会社名	都道府県	住所	No.	区分	会社名	都道府県	住所
1	宿泊	ホテルノルド小樽	北海道	小樽市	47	観光	カジュアル割烹　shun	大阪府	大阪市中央区
2	船車	小樽運河クルーズ	北海道	小樽市	48	観光	味園	大阪府	大阪市中央区
3	観光	オホーツク　浜っ小市場	北海道	斜里郡小清水町	49	観光	ジャンボ釣船　つり吉	大阪府	大阪市浪速区
4	観光	H. CS観光	北海道	札幌市清田区	50	観光	串かつ　炉端焼き　いるり	大阪府	大阪市浪速区
5	宿泊	いこいの村岩手	岩手県	八幡平市	51	宿泊	ホテル姫路プラザ	兵庫県	姫路市
6	観光	KABURAYA	岩手県	一関市	52	観光	ステーキランド　神戸館	兵庫県	神戸市中央区
7	船車	新栄観光バス	宮城県	登米市	53	観光	中華菜館　龍郷	兵庫県	神戸市中央区
8	船車	松島島巡り観光船	宮城県	宮城郡松島町	54	観光	神戸酒心館　さかばやし	兵庫県	神戸市東灘区
9	観光	会津幸泉小法師	福島県	会津若松市	55	宿泊	奈良パークホテル	奈良県	奈良市
10	観光	河京ラーメン館　猪苗代店	福島県	耶麻郡猪苗代町	56	観光	古都屋	奈良県	奈良市
11	宿泊	浦安ブライトンホテル東京ベイ	千葉県	浦安市	57	観光	橋家	和歌山県	有田市
12	宿泊	日本青年館ホテル	東京都	新宿区	58	宿泊	三井別館	鳥取県	米子市
13	船車	青和観光（株）	東京都	足立区	59	宿泊	倉敷アイビースクエア	岡山県	倉敷市
14	船車	東京交通	東京都	東村山市	60	船車	妹尾観光バス	岡山県	新見市
15	観光	ちゃんこ巴潟	東京都	墨田区	61	観光	料亭　久里川	広島県	広島市中区
16	船車	羽田アシスタンス（株）	東京都	中央区	62	宿泊	グリーンピアせとうち	広島県	呉市
17	観光	京都丸太町つゆしゃぶちりり　六本木店	東京都	港区	63	観光	シティプラザすぎや	広島県	呉市
18	観光	日本旅行　渡航手続きセンター	東京都	港区	64	観光	日本料理　椿庵	広島県	呉市
19	観光	東京タワー	東京都	港区	65	宿泊	ホテルニューガイア宇部	山口県	宇部市
20	観光	中華街大飯店	神奈川県	横浜市中区	66	宿泊	海暁の宿　あいお荘	山口県	山口市
21	宿泊	ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル	神奈川県	横浜市西区	67	観光	地底王国美川ムーバレー	山口県	岩国市
22	宿泊	フルーツパーク富士屋ホテル	山梨県	山梨市	68	観光	道の駅伯方S・Cパーク　マリンオアシスはかた	愛媛県	今治市
23	船車	万代タクシー	新潟県	新潟市中央区	69	観光	道の駅　多々羅しまなみ公園	愛媛県	今治市
24	宿泊	ホテル清風園	長野県	千曲市	70	観光	道の駅よしうみ　いきいき館	愛媛県	今治市
25	宿泊	山田温泉　玄猿楼	富山県	富山市	71	宿泊	ホテルニューガイア　オームタガーデン	福岡県	大牟田市
26	観光	若狭フィッシャーマンズ・ワーフ	福井県	小浜市	72	宿泊	ホテルニューガイア柳川	福岡県	柳川市
27	宿泊	ホテルアーバンポート	福井県	小浜市	73	観光	日本料理てら岡　中洲本店	福岡県	福岡市博多区
28	観光	越前そばの里	福井県	越前市	74	宿泊	ホテルニューガイア上呉服	福岡県	福岡市博多区
29	宿泊	龍リゾート＆スパ	岐阜県	高山市	75	宿泊	ホテルニューガイアイン中洲東	福岡県	福岡市博多区
30	船車	伊豆の国観光サービス	静岡県	伊豆の国市	76	宿泊	ホテルニューガイア博多駅南	福岡県	福岡市博多区
31	船車	シグマ観光バス	静岡県	藤枝市	77	宿泊	ホテルニューガイア博多	福岡県	福岡市博多区
32	観光	（株）ワールドコネクション	愛知県	名古屋市中区	78	宿泊	ホテルニューガイア天神南	福岡県	福岡市中央区
33	宿泊	東京第一ホテル錦	愛知県	名古屋市中区	79	宿泊	ホテルニューガイアドーム前	福岡県	福岡市中央区
34	観光	おとうふ工房いしかわ	愛知県	高浜市	80	宿泊	ホテルニューガイア薬院	福岡県	福岡市中央区
35	観光	魚太郎・本店	愛知県	知多郡美浜町	81	宿泊	ホテルニューガイア飯塚	福岡県	飯塚市
36	観光	佐川美術館	滋賀県	守山市	82	宿泊	ホテルニューガイア糸島	福岡県	糸島市
37	観光	オンリートラベル　京都営業所	京都府	京都市南区	83	宿泊	ホテルパーレン小野屋	福岡県	朝倉市
38	観光	インスタイルウェディング京都	京都府	京都市下京区	84	観光	会楽園	長崎県	長崎市
39	観光	二反田	京都府	宮津市	85	船車	軍艦島コンシェルジュ	長崎県	長崎市
40	観光	美濃吉	京都府	京都市中京区	86	観光	オーシャンパレスリゾート	長崎県	長崎市
41	観光	左阿彌	京都府	京都市東山区	87	宿泊	国民宿舎　青雲荘	長崎県	雲仙市
42	観光	レストランワールドビュッフェ	大阪府	大阪市住之江区	88	宿泊	ホテルニューガイア大分駅前	大分県	大分市
43	船車	中央交通バス	大阪府	八尾市	89	観光	旬彩ビュッフェ　銀の鈴	大分県	日田市
44	観光	日本一の串かつ　横綱　東通り店	大阪府	大阪市北区	90	宿泊	フォンタナの丘　かもう	鹿児島県	姶良市
45	観光	炉端焼き　ちずり	大阪府	大阪市北区	91	観光	霧島さくら農園	鹿児島県	霧島市
46	観光	串揚げ　春夏秋冬	大阪府	大阪市北区	92	観光	定食・ばすた　かたぎりさん	鹿児島県	熊毛郡屋久島町

全旅クーポンをお取扱いいただくには・・・

全旅クーポンの発券には、弊社全旅クーポン会へのご入会が必要となります。
全旅クーポン会には、正会員・準会員の2種類のご入会方法がございます。
詳細につきましては、左ページをご参照の上、【お問い合わせ先】までご連絡ください。

機内、車内ですぐに役立つ

ギブアウェイ

軽い!

安い!

E-15
200足／CTN（白）

★見本品請求歓迎!★

いつでも清潔【ビニール袋入り】

特殊スリッパ専門メーカー
スルーインターナショナルサービス株式会社
〒190-0022 東京都立川市錦町6-28-33
TEL042-524-1227 FAX042-524-1622

購入申し込み フリーダイヤル 0120-380-894（スリッパを はく よ）
http://www.throne.co.jp
E-mail:tis@throne.co.jp

当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

タテのカギ

①beat into fits.
②帰りなん○○　田園まさに荒れなんとす。
③ケッヘル465番。
④三日飼えば犬は忘れず。
⑤LUX（IOC表記）
⑧六日のあやめ ○○○の菊。
⑨こうぼうも○○のあやまり。
⑪パソコン用語でもありますが、おいしい焼き菓子です。
⑫この党が my own party です。
⑮ドイル卿 ―○○・アーサー・コナン・ドイル。

ヨコのカギ

①氷凛。
⑥幕末三剣士、位の桃井春蔵、力の斉藤弥九郎、○○の千葉周作。
⑦○○さん。ぎんさん。
⑧みのりの秋―○○の秋
⑨おすわり→Sit!　お預け→Wait for it.　○○→Down!
⑩○○○○○○○○によると手端器用なり福沢諭吉。
⑬浮世絵の黄金期を築いた流派、始祖春章の得意は役者絵。
⑭○○をしてもひとり　尾崎放哉
⑮犬が引き出す ○○があと押す 雉が綱ひく エンヤラヤ
⑯決まり切った日常業務。

プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスタイーストビル 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、12月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

黒太枠に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。

【ヒント】学校行事のひとつです

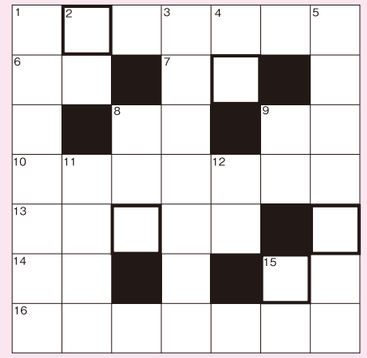

9・10月号のパズルの答え

カンナヅキ

コ	グ	ン	フ	ン	ト	ウ
ヅ	ミ		テ		ウ	ラ
レ		ツ	キ	ミ		サ
オ	オ	キ	ナ	オ	セ	ワ
オ	キ	ナ	ワ		キ	ナ
カ		カ	ラ	ス		オ
ミ	ツ	バ	イ	ソ	シ	キ

全旅協の動き

10月1日～11月30日

10月5日（木） 観光庁 第3回観光財源のあり方検討会（東京）
10月10日（火） 全旅協本部新事務所での業務開始
10月13日（金） 観光産業年金基金 理事会・代議員会（東京）
10月16日（月） 第428回三役会
10月17日（火） 第37回総務財務委員会
10月19日（木） 苦情対応セミナー（福岡）
10月24日（火） 第2回常任委員長会議
第15回常任理事会
10月25日（水） 第178回理事会（東京）
10月26日（木） 第1回VW特別委員会（東京）
11月4日（土） 日本の祭り in しまね2017（島根）
11月9日（木） 第32回指導調査広報委員会
11月14日（火） 第99回試験研修委員会
11月15日（水） 第13回国内観光活性化フォーラム in こうち 第2回本部実行委員会
11月16日（木） 第50回苦情弁済委員会
苦情対応セミナー（愛知）
11月20日（月） 日観振企画委員会 北部九州被災地視察（福岡・大分）
11月21日（火） 北信越地方支部長連絡会（福井）
11月28日（火） 苦情対応セミナー（宮城）
11月30日（木） 苦情対応勉強会（大分）

（　）内は開催地。無記載は全旅協本部事務局

渡航情報（スポット情報）

問い合わせ先

◆外務省領事局　領事サービスセンター（海外安全担当）
TEL：03-5501-8162（直通）　TEL：03-3580-3311（代表）（内線 2902・2903）
平日 9：00～12：30／13：30～17：00 土日祝日は休み

◆インターネット／外務省海外安全ホームページ　http://www.anzen.mofa.go.jp/

ANTA vol.237
2017 11·12 NOVEMBER/DECEMBER
平成29年11月1日発行（奇数月1日発行）昭和45年1月19日 第3種郵便物認可 定価350円／定期購読料（12回分）3,850円（送料・消費税含む）
本会会員の購読料は本会会費に含まれております。発行所／一般社団法人 全国旅行業協会 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャスタイーストビル3階
〒107-0052 TEL 03-6277-8310（代） FAX 03-6277-8331 ホームページアドレス http://www.anta.or.jp

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。

幹事会社／損害保険ジャパン日本興亜株式会社

◎

副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社

◎

AIU損害保険株式会社

◎

東京海上日動火災保険株式会社

◎

「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記までお願い致します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
企業営業第五部第五課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03(3231)2201